

開会の日 令和2年3月25日（水）
場 所 協 議 会 室

◆出席委員（13人）

1 番	小 笠 原	美 保 子
2 番	水 上	雅 廣
3 番	谷 口	敬 信
4 番	上ヶ吹	豊 孝
5 番	井 端	浩 二
6 番	澤	史 朗
7 番	住 田	清 美
8 番	徳 島	純 次
9 番	前 川	文 博
10 番	野 村	勝 憲
11 番	籠 山	恵 美子
12 番	高 原	邦 子
13 番	葛 谷	寛 徳

◆欠席委員（なし）

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
総務部長	泉 原	利 匡
財政課長	洞 口	廣 之
財政課財政係課長補佐	上 畑	浩 司
消防長	中 畑	和 也
消防本部総務課長	堀 田	丈 二 郎
消防本部指令課長	大 下	俊 昭
古川消防署北分署長	蒔 田	真 也
神岡消防署長	栃 本	孝
消防本部総務課課長補佐	嶋	大 和
消防本部総務課庶務係長	中 林	和 幸
環境水道部長	大 坪	達 也
環境課長	忍	哲 也
衛生係長	中 田	賢 一
施設係長	渡 辺	晃
水道課長	舟 本	智 樹
水道課管理係長	檜 木	正 憲
水道課上水道係長	砂 原	忠 久
水道課下水道係長	木 村	誠 吾
基盤整備部長	青 木	孝 則
建設課長	横 山	裕 和
建設課管理係長	川 崎	忠 相

建設課建設係課長補佐	藤 白	規 良
建設課農林土木係長	吉 本	法
都市整備課長	谷 口	正 樹
都市整備課都市整備係長	吉 澤	智 之
都市整備課建築係長	直 野	幸 浩
市民福祉部長	柚 原	誠
子育て応援課長	小 林	観 善
子育て支援課子育て政策係課長補佐	仲 島	孝 子
子育て応援課保育園係長	中 垣	浩 太 郎
障がい福祉課長	藤 井	弘 史
障がい福祉課障がい福祉係長	森 本	睦
発達支援センター長	中 切	智 子
発達支援センター担当係長	青 木	陽 子
地域包括ケア課長	都 竹	信 也
地域包括ケア課社会福祉係長	丸 亀	圭 祐
地域包括ケア課介護保険係長	佐 藤	博 文
地域包括ケア課高齢支援係長	板 屋	和 幸
地域包括ケア課地域医療係長	白 木	大 輔
地域包括ケア課地域包括支援センター課長補佐	中 田	佳 代 子
河合診療所担当係長	上 野	一 江
宮川・杉原診療所担当係長	上 野	愛 子
市民保健課長	三 井	大 輔
市民保健課健康推進係長	後 藤	和 宏
古川保健センター課長補佐	清 水	弘 子
市民保健課市民係課長補佐	川 上	聡 子
市民保健課保険年金係長	玉 腰	弓 子

◆職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	野 村	賢 一
書記	水 上	時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

- 議案第43号 令和2年度飛騨市一般会計予算
- 議案第44号 令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
- 議案第45号 令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第46号 令和2年度飛騨市介護保険特別会計予算
- 議案第47号 令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第48号 令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第49号 令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
- 議案第50号 令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
- 議案第51号 令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
- 議案第55号 令和2年度飛騨市水道事業会計予算

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（前川文博）

皆さん、おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。都竹市長。

△市長（都竹淳也）

冒頭ですが、新型コロナ関係のこと少しだけ申し上げておきたいと思います。先ほど、ちょっと話いただいたかもしれませんが、会期中、緊急の追加の予算があるかもしれないということで、今まで申し上げておりますが、当面、今のお認めいただいた対策で進めるということで、今議会中の追加はなしということで向かうことにいたしましたので、追加の状態ということはありません。

ただ事態が刻一刻変化しておりますので、4月から5月にかけて臨時会を招集させていただく可能性もありますので、あらかじめお含みおきいただければと思っております。

市内の状況は、さほど大きく変化してないのですが、この当初予算特別委員会の冒頭に申し上げたこと、あと変化はしてないんですけども、高山市内で宿泊施設の廃業に伴う失業が発生しているという話が出ております。これは今後広がる可能性があると思っております。また、資金繰りのほうですが、市の小口融資等の利用は落ち着いているんですが、国の政策金融公庫の無利子無担保のほうへ、だいぶ流れているんじゃないかということでもありますので、市で把握しきれないのですが、かなりの資金重圧がかなり出ているというふうにみております。県の制度融資もありますし、国の政策金融公庫もあります。市の融資もありますので、全体としての情報共有しながら資金繰り全体の状況を見極めていきたいと思っています。それから製造業でありますけれども、貿易関係にこれだけ世界的にストップしますと、大きな影響が出てきて、トヨタの工場が止まるって話が先般のニュースでも出ております。ですが、現場の状況としては、今現在この時点で影響が出ていることはないというのが、昨日広くヒアリングした結果です。ただ4月以降は影響が出てくるというふうにほとんど見込んでおられますので、この後ですね、どこの製造業も聞いてみますとリーマンショックと東日本大震災を経験している関係上、かなり備えをしていらっしゃると思いますので、リーマンショック、東日本大震災ほどの急なその混乱というのは少し防ぎながら向かっていけるのではないかと思いますけれども、影響がないわけでは当然ないわけですので、そのへんは慎重にですね、見極めながら対策を講じていきたいと思っています。

それから本日ですね、市税等の納付の猶予の策を発表いたします。通常、地方税法のルールといいますか、その要件に従ってですね、進めていくんですが、市は、そちらのほうは前年同期に対して操業度、あるいは販売額等が80パーセント以上減少した場合に、徴

収の猶予をするというのが通常のルールなのですが、市は50パーセント以上ということをやめて、徴収猶予をしていきたい。それから市税の、このルールをですね国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅の使用料、上下水道使用料、保育料、情報施設使用料、育英基金の償還金と、ここまで拡充拡大をいたしまして全て納められないという方については、最大1年納付を猶予するという策で向かっていきたいと思います。これは本日発表する予定であります。あと事業の窓口でいろんな市の支援制度のご案内をしておりますけれども、もっと深いですね、その経営そのものの相談、事業継続ということなど専門家の力が必要ですので、市のビジネスサポートセンターを4月、全部で6回ありますが、全て新型コロナの対策の相談に充てるようにいたしまして、さらにそこで受けられない方は当日の時間外、またオンラインでの相談ということも含めて対策を打っていききたいというふうにしておりまして、これも本日発表したいというふうに思っております。いずれにいたしましても、刻一刻変わっておりますし、きのうも岐阜県内で11人目出ておりますが、クラスター発生というかたちですね、合唱団とスポーツジムで集団発生がひょっとしてこの後さらに出てくる可能性がありますので、事態は変化する可能性があります。それからどうもですね、やっぱり全体に少し緩みが見られるという声が強くなりますので、引き締めてですね、感染対策の徹底ということを日々呼びかけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員（野村勝憲）

こういう状況の中でですね、新和光園がオープンした。その式典が行われた。続いて4月11日でしたかね、古川まつり会館のオープニングセレモニー、こういう状況の中でやられるんですか。

△市長（都竹淳也）

それは状況をよく見ながらやっていくということですが、すべて中止・自粛ということではありませんので、感染対策。それからつまり3つの密閉、密室、密着ですね。これをですね、しっかり守ってやってく。全て自粛となると、急激に今度は疲弊しますから、そのバランスを取りながらいくのが大事ですので、そこらへんを注意していきたいと思っております。

○委員（野村勝憲）

ご承知のように古川祭ももう中止ということは決定しております。さらに昨日ですね、オリンピックが延期になったという大きなことが起きているわけですね。その中で、やはり市民の健康を含めてですね、配慮してやらないとまあここだけがセレモニーをやっている。次から次へとやっているということにならないように気を付けて下さい。

△市長（都竹淳也）

冒頭にも申し上げましたが、「3密」、これを避ける格好でやっていきたいとこのように思っております。

◆議案第43号 令和2年度飛騨市一般会計予算

【消防本部所管】

●委員長（前川文博）

それでは、委員会のほうに入ります。当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。本日の質疑については、一昨日と同様に進めますので、ご協力をお願いいたします

質疑答弁につきましては、簡潔明瞭、質問が長くわからないとか、答弁が長く要点がわからないという声が入ってきましたので、短くお願いをいたします。マイクは自分のほうに向けてマイクのほうに喋りかけるようにして声が入るようにお願いいたします。また執行部の「どうぞ」と言われた方は、自分の所属、お名前を発言してから答弁をしていただきますようお願いいたします。

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第43号、令和2年度飛騨市一般会計予算のうち、消防本部所管についてを議題とします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（前川文博）

中畑消防長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□消防長（中畑和也）

おはようございます

それでは、令和2年度消防本部所管の予算を説明いたします。

はじめに歳入について説明いたします。消防の歳入につきましては、例年のとおり消防費分担金、消防使用料・消防手数料・県委譲事務交付金・消防費雑収入を計上しています。また、女性消防団活動の充実強化のために消防費県補助金も計上しております。消防費分担金は、消火栓や防火水槽の工事に係るもので、地元から納めていただく分担金です。令和2年度は、消火栓新設1カ所、古川町杉崎の分担金を予定しております。消防費雑収入の中の消防団員退職報償金は、5年以上勤続され退団される団員に対する退職報償金が消防基金から入金されるものです。令和2年3月23日現在での集計で、令和2年4月1日に退団される消防団員数は70名となっております。

また年度途中に入団者が2名と新年度入団者数は64名です。令和2年度の消防団員数は848名で、昨年4月1日の852名と比較すると現時点で4名の減となります。岐阜県防災ヘリコプター連絡協議会助成金は、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間岐阜県――。

●委員長（前川文博）

予算書のページのほうを示してください。

□消防長（中畑和也）

消防費分担金は19ページになります。これが先ほど言いました消火栓新設の分担金の予定をしているところです。消防使用料は、21ページになります。消防手数料のほうは、25ページになります。県委譲事務交付金が29ページ・30ページになります。消

防費雑収入は41ページになります。ページ数は、以上です。

続きまして、歳出のほうについて説明いたします。予算書では115ページから118ページとなっています。説明は、令和2年度予算主要事業の概要事業別説明資料消防本部で説明させていただきます。1ページをお開きください。消防指令システムデジタル無線の部分更新について説明いたします。現在、当消防本部で運用している消防指令システムは、平成26年9月より運用を開始しており、一般的に耐用年数が10年であるため、令和6年には全更新が必要となりますが、システムの消耗劣化の激しい部分やソフトウェアを部分更新することで、令和8年度まで運用が可能となります。また、消防指令システムは119番通報を受信するための重要なシステムですが、更新などにかかる費用が高額のため、令和元年度から県市長会と県町村会にて全県1区でのシステムの共同運用に向けた調査検討会を設立し、令和7年度以降の共同運用開始に向けて各消防本部の費用負担や運用方法などの検討を進めております。部分更新することで耐用年数を延長し、共同運用の動向をうかがいながら対応していきます。

続きまして2ページをお開きください。消防団の充実強化。消防団は、平成30年7月に発生した豪雨災害において、第一線で迅速な避難誘導や河川状況の確認を行うなど地域防災の中核となっております。消防団員の災害対応の安全を確保するため平成30年度から救命胴衣・防火衣などの装備品の充実を図ってきました。しかしながら、現在新入団員の減少及び高齢化が進んでおり、消防団の地域防災力を維持するためには消防団員の確保、維持が課題となっている現状にあります。新入団員を増やし、魅力ある消防団組織とするため、消防団の処遇改善を行うとともに消防操法から実践的訓練重視にシフトし、機動力・災害対応力を高め、消防団の充実強化を図ります。

1、消防団員の処遇改善として、年報酬・費用弁償を個人支給とし、費用弁償も従来は一律1回につき1,300円を水火災・災害など場合、1回につき6,000円、ただし4時間未満は3,000円と、警戒訓練行事、その他の場合、1回につき1,500円と増額し、災害と訓練に分けて支給します。

2、女性消防団活動の充実強化として、飛騨市女性消防団員は、普通救命講習普及員資格取得し、各団体からの申し込みのある救急法の講習会で消防職員とともに指導を行ったり、保育園で自作の紙芝居などを使い防火指導を行うなど活躍しています。そんな女性団員・消防団員の活躍の場の拡充のため、防災防火啓発活動に活用する資機材を購入するほか、新たにお試し入団制度を創設し、活動を見て消防団員の活動を理解していただき、入団につなげていきたいと考えております。

3、消防団装備の更新及び充実強化として、古川方面隊、河合方面隊の積載車を更新し、神岡方面隊のポンプ車1台を積載車に変更し更新するほか、雨合羽・水幕ホース・防火衣・救助資機材などを配備します。

以上が消防本部が所管いたします令和2年度予算の主な概要です。よろしくお願いいたします。

●委員長（前川文博）

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

防災システムの件で少し伺いたいのですが、これは平成26年に新しいシステムを導入して、まあ一般的に耐用年数が10年とされているので、令和6年には更新が必要だと。ただ新しいシステムが令和8年から稼働するので、2年間延命のために2,000万円弱かけるという意味なのでしょうか。

□消防長（中畑和也）

今ほど言われましたように、普通に考えますと10年間で耐用年数がきます。そうすると部品の供給がなくなりますが、部分更新することで、2年間の延長があります。新しいシステムというが県といつできるか、ちょっとまだ検討中ですのでわかりませんが、どちらにしても更新は必要になりますので更新時期を少しでも長く延ばすために部分更新を行います。

○委員（上ヶ吹豊孝）

たしかに電子部品はものによって、例えば7年から10年っていうふうに一般的に言われているんですけども、2,000万円かけて、その他はソフトのバージョンアップだとか、不具合が出そうなどの部品を変えるんですよ。そうすると今言われましたけど、開始時期がはっきりしないということは、令和8年スタートにならなかったら、またその部品交換をしていくということは、これ以上にスタートまでに金額が発生するということではないでしょうか。

□消防長（中畑和也）

県統一の指令台が入るか入らないかはまだわかっておりませんので、どちらにしても119番受付はしなきゃいけません。ですので、市単独で更新するのか、共同運用になるのかは、そのときじゃないとわかりませんが、どちらにしても更新は必要ですので、その間少しでも余裕をもってするために更新をしたいということです。

○委員（上ヶ吹豊孝）

耐用年数というのは、10年経ったら、そこでピタッと全部壊れるわけじゃないんですよ。だからこの2,000万円というのは、最低限の補修メンテナンスに考えていいんでしょうか。

□消防長（中畑和也）

実際に壊れないかも知れませんが、もっとはやく壊れるかもしれません。壊れたものは、当然交換していかなくちゃいけないのですが、普通の電化製品とちがいで、119番は受付ができなければ、もう119番をとれませんので、そこは担保として、しっかり更新していきたいとふうに考えております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

この消防システムは1セットというか、例えば壊れたらもうだめなのか。何か予備のシステムも備えているのでしょうか。

□消防長（中畑和也）

オーバーフロー用に普通の電話は入っておりますが、実際今119番は電話をされま
すと、固定電話ですと、その電話されたところのものがあって、地図に投影される。携
帯電話ですと、近くの電波塔から拾ったものでされるとか、GPSが入っていますので、
GPSが入っていると、その電話した場所が地図の上に落とされるということで出動
指令がすぐ出せるようになっております。ですが、黒電話等になりますと、もう1回地図
を開いてというふうになりますので、その部分の時間を少しでも短縮できるようにシス
テムを更新したいというふうに考えております。

○委員（籠山恵美子）

説明資料の2ページで説明ありまして、女性消防団の充実強化というところで、新しく
購入する資機材というのを具体的に何を買うのか教えてください。

□消防長（中畑和也）

避難訓練等で使用していますスモークマシンを買う予定にしております。避難訓練で、
実際に無害な煙を焚いて、子どもたちや一般の方に煙の中を避難してもらうものです。

○委員（籠山恵美子）

それ何台ですか。

□消防長（中畑和也）

一応3台を買うように考えております。各署に1台ずつになると思います。

○委員（谷口敬信）

あの参考までなんですけども、積載車の金額と購入される金額、ことしは何かポンプ車
から積載車に変えられるって言うんですけども、ポンプ車ももしわかればいくぐらい
するものか。参考までに教えていただけますか。

□消防本部総務課長（堀田丈二郎）

車両購入費で、730万円。それから機械機器の購入で、可搬ポンプが200万円の予
算をみております。

●委員長（前川文博）

ほかありませんか。

□消防長（中畑和也）

ポンプ車のほうですが、ここに資料ちょっと持ってきていないんですが、1,400万
円ぐらいかかると思います。

○委員（徳島純次）

1ページ目ですね、消防指令システムデジタル無線の部分更新で伺うんですが、先ほ
どハードのほうはわかりましたが、ソフトの変更もあると伺いますが、そのソフトの変更
とは、どういう内容を含むか、教えてください。

□消防本部指令課長（大下俊昭）

ソフトの変更といいますか、大まかな部分では変わりませんが、実際今使っているも
ののバージョンがアップされたりですとか、NTTの位置情報を取得して地図のほうに
落とされますので、そういった部分と接続するためのパソコンのハードの部分というの

は、脳みその部分のバージョンアップ等になります。

●委員長（前川文博）

ほかよろしいですか。

○委員（水上雅廣）

消防団の充実強化について、お伺いいたしますけれども、概要書の目的の下の方に、下から３段目なんですけど、新規入団者を増やし魅力あるうんぬんかんぬんで、操法訓練から実践的訓練重視にシフトすると書いてありますけど、これ具体的にどういうことですか。

□消防長（中畑和也）

消防団の操法に関してなかなか負担になっているところがありまして、実践的にあっていないということがありますので、当然操法の訓練もいたしますが、実際に水を出したりとかする機械訓練ですとか、実際の火点を想定したような場面の訓練等の回数を増やしていきたいと考えております。

○委員（水上雅廣）

操法訓練をなくすっていう、その操法大会に参加しにくいので、そういったことをなくすっていう意味で捉えていいんですか。

□消防長（中畑和也）

操法大会には出場します。県の操法大会に関しましては、現在、市の予選を行って実際は出ているところなんですけど、来年度からは輪番制をもって行っていくのと毎年に関しましては、市の操法のほうを行っていくということです。

○委員（水上雅廣）

そういう意味であるのなら、この文章がちょっと私的には納得できない。その実践的訓練っていうのもずっとやってみえますよね。今ほどおっしゃったのって、各方面隊できちっとやっておって、それをさらに充実強化するっていうことに捉えていいですか。

□消防長（中畑和也）

今ほど言われましたように、当然各方面隊・各分団やっておりますが、糸魚川の火災等を踏まえて、大規模の火災等の訓練も今始めております。そういうことも踏まえまして充実訓練ということで考えております。

○委員（水上雅廣）

操法訓練とは、規律訓練含めて操法訓練ですよ。機械器具扱いというのも、こういったところから出てくる部分が多いと思っているんです。実際、その実践的訓練を重視されると言っても、その基礎的な部分がなければ、実践訓練って難しいと思うんです。操法大会を主眼にしてやるということじゃなくていいんですけど、きちんとそういったところはやっていかれるように、団からこれが出てきたかどうかは知りませんよ。そういうことって大事だと思います。あの変えますけど、これによって、この予算にどこにどういうふうに反映されています。

□消防長（中畑和也）

当然、訓練のほうは、しっかりやっていく。基本、当然操法訓練や基本訓練等も行なっていて、なおプラス実践的な訓練を行ってということです。

今ほど議員がおっしゃいました、予算の反映というところは、例えば水幕ホースなど購入するわけですが、団の方は、その使い方など、まだわかっていないところもありますので、そういう訓練も含めた実践訓練を入れていきたいと考えております。

○委員（水上雅廣）

その訓練には報酬出るんですね。

□消防長（中畑和也）

先ほど言いましたように訓練で1, 500円を来年から予算をあげて考えております。

○委員（野村勝憲）

消防用施設整備事業ですね、来年度といいますか、予算にはですね、一応計画では古川町内に2基、神岡で2基、河合で1基ということなんですが、逆に今年度は、どのぐらいやられたのですか。消防本部総務課という中の、2ページ目ですわ。私は、別の資料を見ているので。118ページ。事業の詳細について説明します。いいですか、説明しましょうか。事業の詳細についてですけれども、消火栓設置地は古川町杉崎地内で1基行う。防火水槽修繕工事は、河合町角川地区で1基行う。消火栓取替工事は、古川町金森地内1基、神岡町小萱地内1基を行う。施設除去工事は、神岡町富士ヶ丘地内の防火水槽1基を行うということで、5基の修繕ということなんですけれども、このようなことは多分今年度も行われてきたと思いますね。それは大体5基くらいなのかなと私はまあ想像しているんですけれども、どうだったのでしょうか。

□消防本部総務課課長補佐（嶋大和）

今年度ですけれども、消火栓の設置、これは新規の消火栓ですけれども、2基。神岡町と古川町で設置をさせていただいております。それから、整備のほうですけれども、消火栓の整備、こちらは4カ所。これは、取り換え工事になります。水を出すハンドルが回らないとか、そういう老朽化により動かないものございましたので、古川町で1基、神岡町で3基、合計4基を交換させていただいております。それから地元の要望に対しまして移設の要望がございましたので、神岡のほうで移設の工事を1基させていただいております。

それから防火水槽につきましては、大きいもので古川町の野口の防火水槽、こちらの防火水槽の壁を塗り替えて、漏水の防止に努めさせていただきました。

もう1点は器具庫の件ですけれども、神岡町西の器具庫ですが、こちらの屋根が非常にさびていたというところで、そちらの塗り替え工事をさせていただいております。以上でございます。

○委員（野村勝憲）

わかりました。いろいろ状況が変わってきますのでね、こういったものはね。耐久年数もあるでしょうし、1点だけお聞きしますけれども、新しく新規で、消火栓を設置してほしいという要望はきていませんか。

□消防長（中畑和也）

新しい消火栓の要望はありまして、来年度古川町杉崎のほうで1基、交換を考えております。

●委員長（前川文博）

ほかにごいませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩とします。

（ 休憩 午前10時29分 再開 午前10時31分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第43号 令和2年度飛騨市一般会計予算

【環境水道部所管】

●委員長（前川文博）

議案第43号、令和2年度飛騨市一般会計予算のうち、環境水道部所管についてを議題とします。説明を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、一般会計の環境水道部所管について説明いたします。まず歳入のほうの説明をさせていただきます。20ページをお願いいたします。

中ほどにあります衛生費負担金、これは節のほうにあります保健衛生費負担金、これは光明苑の施設負担金。下の段、清掃機負担金、001の汚泥再生処理センター施設負担金から004その他ごみ処理施設負担金でありまして、これは施設使用に伴う高山市からの負担金であります。

次ページ、21ページの上のほう衛生使用料、説明欄の002に共同墓地管理料から005松ヶ丘公園斎場使用料までが該当いたします。

続きまして24ページをお願いいたします。中ほど03衛生手数料、01保健衛生手数料の説明欄にあります001の狂犬病予防関係手数料から003埋火葬に関する証明手数料。下の清掃手数料は、001一般廃棄物処理業許可手数料から008資源リサイクルセンター粗大ゴミ等処理手数料が該当いたします。

26ページをお願いいたします。下のほうにあります03衛生費国庫補助金。02清掃

機補助金、これは循環型社会形成推進交付金で浄化槽設置に伴う補助金であります。

31ページをお願いいたします。上のほう、03衛生費県補助金、02清掃費補助金、説明の001合併処理浄化槽設置整備事業補助金。これは先ほどの国費と同じように浄化槽を設置に伴う補助金であります。

続きまして、34ページをお願いいたします。中ほど財産収入利子及び配当金で説明欄の010清掃施設整備事業基金利子、それと10ページの16小水力発電事業基金利子が所管の事業であります。

36ページをお願いいたします。基金繰入金、目の12清掃施設整備事業。これは説明欄にありますように、清掃施設の整備事業の基金であります。

38ページをお願いいたします。下のほうにあります諸収入目の02発電事業収入。これは説明欄にありますように石神用水清流発電所の売電収入であります。

40ページをお願いいたします。衛生費雑収入、説明欄の005花苗代等負担金から009不法投棄未然防止事業協力助成金までが該当いたします。

以上で、歳入についての説明を終わり、次に歳出の説明をいたします。

85ページをお願いいたします。下のほうにあります、06環境衛生費、ここの予算では、河川の水質検査・騒音監視・公害測定、花苗配布・生物多様性の保全について行っております。全体の事業費につきましては、昨年度の比較を見ていただくようにほとんど変わりなく必要な経費を計上させていただいております。

生物多様性の保全につきましては、主要事業の概要のほうで説明させていただきます。

環境水道部所管のほうの主要事業の1ページ、生物多様性の保全。これにつきましては、平成24年度に外来生物法に基づく「飛騨市防除実施計画」を策定し、現在県の森林環境基本事業補助金を活用し、特定外来植物の防除作業や啓発活動を実施しているものであります。実際の今年度の活動事業といたしまして、まず①特定外来植物の防除ということで、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリの防除作業、天生・奥飛騨数河流葉県立自然公園や市内の幹線道路沿いにおいて重点的に実施する予定であります。

次にボランティア活動への支援ということで防除作業を行っていただくボランティア団体に対しまして、防除処分方法等に関する事前座学や現地での防除策を助言、道具の貸し出しなどの支援を行うものであります。

次に啓発活動の実施ということで、啓発チラシの配布等により特定外来植物防除に対する市民の理解を深めていくものであります。

特定外来植物分布調査の実施。これは、特定外来植物の分布調査を実施しまして、平成28年度に行った同調査と比較検証することによって、事業効果の確認や今後の対策を検討を行うものであります。

それでは、また予算書のほうをお願いします。予算書86ページをお願いいたします。

86ページ中ほどの衛生関係施設費。ここでは、光明苑・松ヶ丘公園斎場・市営墓地などが含まれております。この中で、昨年度に比べ500万円等の予算増加になっておりますが、この主な要因としましては、14工事請負費にありますように、維持修繕工事、こ

こで、光明苑の火葬炉・台車の修繕でありますとか、燃焼空気ブロアの取替等で修繕費が増加しています。

次に清掃費で清掃総務費であります。ここに関しましては、200万円弱の増加であります。この主な要因としましては、87ページの12委託料のじん芥収集委託料、ここで24時間回収ボックスによる収集運搬に伴う委託料の増加とその下にあります備品購入費、車両購入であります。公害とか油漏れ、不法投棄の現場へ行くために使用する軽トラックを更新したいということで、予算の計上させていただいております。説明をしましたが、清掃総務費で行っている事業としまして、ごみ不法投棄対策、ごみ減量化リサイクル事業、EMぼかし給付事業、合併浄化槽を設置に対する補助を行っております。

それでは、ごみ不法投棄等については、主要事業のほうで説明いたします。主要事業の2ページをお願いいたします。ごみ不法投棄対策の強化ということで、豊かな自然、生活環境保全するためにごみ不法投棄の早期発見と拡大防止に取り組んでいるところでありますが、その具体的な事業としまして、1つ目に新規として、地域による不法投棄監視体制の強化ということで、過去に不法投棄が行われた箇所を示したマップを作成しまして、それを市民の方に周知することにより、市民一人一人の目による監視意識を高めて、不法投棄が行われにくい地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。

また、2つ目のこれは継続であります。不法投棄防止のパトロール実施ということで、不法投棄の早期発見と投棄ごみの回収を行うことで、自然環境の保全や不法投棄の拡大防止を図っていききたいということで事業を行います。3ページであります。ごみ減量化・リサイクル推進事業につきまして、これにつきましては、焼却施設の長寿命化や自然生活環境負荷の低減を図るためにごみの減量化やリサイクルの推進を進めていくというものであります。今年度におきましては事業の深掘りをするもの、またこれまでに行えていなかった穴を埋めるという観点から事業化を計画いたしました。まず、1つ目の新規ということで、エコイベントの開催。これは、「3R」、「リデュース・リユース・リサイクル」の中で、今までの取り組みの中でリユースが弱かったということで、この事業を計画しております。民間団体の事業所と連携し、ご家庭で不要になった衣類・雑貨などの再利用できるものを集めたエコフリーマートを中心としたイベントを開催して、3Rの推進に進めていきたいと考えております。

また、次の24時間回収ボックスの増です。これは、拡充であります。今まで古川町で実施しておりましたが、市民の方々の意見を聞くと、結構反響が大きく、それを今年度は、河合町・宮川町にも広げて実施し、状況を見ながら常設化の検討を進めていきたいと考えております。

次にリサイクルポイント制度による衣類リサイクルの推進。これも昨年度取り組んできましたが、その取り組み方法としまして、障がい者支援事業所と連携しまして、受付事務を実施、障がい者のある方の社会進出の推進を図ることもあわせて行いたいということで行うものであります。

次にごみゼロ月間の推進、人材の育成、資源ごみの出張回収などありますがこれにつ

きましては説明にありますように子どもキャラバン隊による飲食店への訪問・地域での普及活動に取り組むエコサポーターの育成、事業所のごみゼロパートナーの認定、食材使い切り料理教室の開催、また各地域におけるお出かけリサイクルセンターを定期的に開催するなど、多様な取り組みによってゴミ減量化やリサイクルを進めていきたいと考えています。

続きまして、また予算書のほうに８７ページにお願いします。予算書８７ページ、下のほうにあります、０２じん芥処理費。ここでは、飛騨市クリーンセンター、飛騨市リサイクルセンター、松ヶ丘最終処分場、指定ごみ袋の作成、ＰＣＢ廃棄物の処分をこの予算で扱っております。この予算につきましては、４，０００万円ほどの増額になっていますが、その要因の一つとしまして、会計年度任用職員によります手当の計上をここでしておりますことが一つと、８９ページをお願いいたします。節の工事請負費、ここで、維持移住修繕工事、飛騨市クリーンセンターの年次点検修繕を行いまして、大きな修繕箇所が必要ということで、今年度工事費が少し大きくなっております。また、その下のＰＣＢ含有照明器具取替工事。これは、単発の工事がありますが、これに伴い予算が増加しているものであります。

それでは指定ごみ袋等の説明を主要施策のほうで、４ページをお願いいたします。子育て・介護世帯等に対するおむつ用ゴミ袋の支援ということで、これは事業の目的としまして、小さなお子様を育てている世帯、高齢者や障がい者のある方の介護のためのおむつを利用される世帯に対しまして、おむつ処分用のごみ袋を無料交付することで、経済的な負担を軽減するというものであります。実際の事業としましては、一世帯当たり年間１００袋のゴミ袋を無料交付するものであります。また交付の方法につきましては、子育て世帯につきましては、新生児訪問等の折に配布。また介護世帯につきましては、ケアマネジャーの訪問時、障がい者世帯は用具給付申請時にそれぞれ交付することを予定しております。

次頁のＰＣＢ廃棄物の適正な処分であります。高濃度のＰＣＢ廃棄物の処理期限は、令和３年３月までとされておりますが、古い時期に調整された市有施設には、まだＰＣＢが含まれた照明器具が多く存在する可能性が高いことから、令和元年度の９月補正予算におきまして調査費用を計上しまして、実態の把握を進めています。

令和２年度におきましては、調査結果に基づき順次ＰＣＢ含有品の取り換えを行うとともに適正な処分に向けた登録処理を行うものであります。

そこで２つの事業で、１つ目がＰＣＢ含有安定器搬入・登録の支援業務。２つ目がＰＣＢ含有照明器具取替工事を行うこととしております。

また予算書の８９ページをお願いします。中ほど、し尿処理費であります。ここでは、北吉城クリーンセンター、みずほクリーンセンターの事業を扱っております。ここに予算につきましては、１，８００万円の増額となっておりますが、この主な要因としまして、１２委託料であります。説明欄の００６調査測量設計委託料、これはし尿処理施設の統合化に向けた設計を行うために予算計上させていただいております。内容につきまして

は、後ほど主要事業で説明いたします。もう一つの予算増加の要因としまして、次頁 90 ページをお願いいたします。これの工事請負費のところで、ここでみずほクリーンセンターの砂分、砂が混ざったものを分離する機械、汚泥脱水機等の修繕があり、今年度少し工事費が大きくなっております。

それでは主要事業の 6 ページをお願いいたします。し尿処理施設の統合化ということでも市内には今ほど言いましたように、2カ所のし尿処理施設がございます。いずれも老朽化しており、また下水道の普及や人口減少により搬入量が減少しているという現状があります。

このためにとくに老朽化の著しい吉城クリーンセンターをし尿の中継施設と転換し、浄化・焼却といった処理能力をみずほクリーンセンターに統合することで、効率的な運用を図っていきたいというものであります。

今年度におきましては、施設に統合に向けた実施設計を行う予定としており、全体のスケジュールとしましては令和 4 年には中継施設としての運用を開始したいと考えております。

予算書 97 ページをお願いいたします。97 ページ中ほどの農地費であります。農地費の中の区分の需用費の中の消耗品費。役務費の中の通信料、建物共済。委託料の中の施設管理委託料等。また施設使用料及び賃借料の中の重機借上料。原材料費についてこの予算の中の一部が水力発電の維持管理のために予算計上されております。

次頁 98 ページをお願いいたします。98 ページの区分の 024 積立金、これは小水力発電事業基金の積立金。027 繰出金。これは農村下水道事業特別会計への繰出金を予算計上しております。

以上で、説明を終わります

◆休憩

●委員長（前川文博）

一般会計予算の説明が終わりましたが、コロナ対策も兼ねまして、空気の入替えを行いますので、休憩といたします。再開を 11 時といたします。

（ 休憩 午前 10 時 52 分 再開 午前 11 時 00 分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。議案第 43 号、令和 2 年度飛騨市一般会計補正や一般会計予算の環境水道部について説明を受けました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

予算書の 89 ページ、清掃費のところの 18 負担金、補助及び交付金で、伊賀市環境保

全負担金というのが36万円あります。これは、去年あったのかな。ちょっとそのへん記憶にないものですが、伊賀市っていうとやっぱ離れていますよね。何かあってこういった36万円という負担金をしているのでしょうか。説明願います。

□環境課長（忍哲也）

今の伊賀市環境保全負担金につきましては、飛騨市クリーンセンターの焼却灰を処分しているわけですが、富山のほうと三重のほうで、今、そちらの2カ所しか処分することができないものですから、そちらのほうへ半期ずつ、処理ということで出させてもらっています。伊賀市につきましては、地元の協議会とかございまして、そういったかたちで負担金を出すことになっていますので、その負担金は、昨年度もこういうかたちで出させていただいているという状況でございます。

○委員（高原邦子）

以前は草津とかあちらのほうに出したのですが、今はもうなくなったということで、富山とか三重の伊賀はいつからなんですか。これも数年経っていますか。

□環境課施設係長（渡辺晃）

伊賀市の搬入につきましては、昨年度の途中からということで、それまでは議員おっしゃったとおり、草津のほうで処分をさせていただいていたんですけれども、そちらのほうは今ちょうどいっぱいになってくるということがございまして、そちらのほうでも、第2期計画のほうも計画をされているようですけども、もう少し時間がかかるというような情報もございまして、昨年度別のところでということで、今の三重県の伊賀市の処分場に切り替えたということでございます。

○委員（高原邦子）

その今の草津の件なんですけれど、もう満杯でもうこれ以上入りませんからっていうお断りがきて、そして伊賀市のほうに移ったんですか。それともですね、伊賀市のほうに移った場合の費用ですね、運搬量と。そして草津のと。どのくらい違いますかね。そういった計算等々は、私たちちょっと見せてもらってないんですけれど、これ大きなこういったものをですね、持ち込むってことは、以前福井のほうの関係でですね、賠償金とかそういうのを負担してきましたよね。岐阜県も。そういったことがあるので、そう安易にはできないんですが、実際うちは、昨年度どのくらいその伊賀市のほうにお金を払っているのですか。途中からでもいいですけど。

□環境課長（忍哲也）

その実績につきましては、調べて後ほどお答えさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員（上ヶ吹豊孝）

P C B廃棄物の件なんですけど、今やられるのは、これに書いてあるのは、照明器具、そういうふうに書いてあるんですが、あの実際は照明器具だけなのか。それとも変圧器とかそういったものも含まれているのか、お聞きしたいんですが。

□環境課長（忍哲也）

P C B 廃棄物に関しましては、照明器具以外もあるんですが、通常これらは事業所が処理する責任がございまして、その中で、電気保安業務とかがなされているわけですが、ほかのものは、大体その中で発見して処理がされてるという流れになっておりますので、照明器具についてはちょっとそういった流れがございませんで、基本的な照明器具を対象としているということでございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

あの照明器具は、本庁舎とあと3町の4庁舎あると思うんですが、これ全てなのか。それとあとできれば、照明器具大体でいいんですけど、何基ぐらいあるか教えてください。

□環境課衛生係長（中田賢一）

今把握しているのが施設として66施設。現在まだちょっと調査中のものもございまして、個数については、まだ確定はしておりません。

○委員（上ヶ吹豊孝）

これ撤去は令和3年という、もう1年切っていますよね。それで、結局こういう照明だと、こういった事務所だと普段作業をしているときは、その撤去して、万が一P C B がこぼれたらできないと思うので、結局休日とかになると思うんですが、今からまだ調査して、その多分1,700万円という金額、かなり多いので、台数も多いと思うんですが、あのこういったスケジュールでやられるか、お聞きしたいのですが。

□環境課長（忍哲也）

調査自体は、今年度で完了しますんで、そこで該当になったものを来年登録して処理をしていくということ。そのときに撤去したものは、機能を復旧しなければいけませんので、その復旧費用を来年計上させてもらっているということでございます。設置につきましては、やはりちょっとやっている状況を見ながら、休日にやったりですね、そのへんは施設にあわせて調整していく必要があると考えております。

○委員（野村勝憲）

先ほど下野のですね、飛騨市クリーンセンターの話が出ましたので、私からはですね、火災についての件でですね、ちょっと基本的には出てるようではございますけれども、市民の人はちょっとわかりませんのでね、それで現在プラントメーカーとの間で大阪で裁判が行われてますね。昨年からだったかな。ということで、2019年度ですね、今年度ですね、3月までで何回裁判が行われたのですか。

□環境課長（忍哲也）

昨年度ですと、第7回から第12回ということで、6回開催しています。基本的には、2カ月に1回のペースで弁論準備手続きというのを実施しております。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、来年度ですね、2020年になるんですけども、やはり2カ月にいっぺんに裁判ということではよろしいんでしょうか。

□環境課長（忍哲也）

弁論準備手続きというのが、本来の口頭弁論というのが本番なんですけど、その前に争点をしっかり整理するという期間でございまして、それが長期化しないようにやっていくわけなんですけど、大体その準備がですね、今までの経験ですと、大体2カ月ほど書類提出等にかかるということで、最短でも大体2カ月ベースだということで、来年度おきましても、年6回程度で予定というか考えております。

○委員（野村勝憲）

年6回の交通費が多いんじゃないかと思うんですけど、予算はいくら計上されているでしょうかね。

□環境課長（忍哲也）

予算につきましては、予算書86ページから87ページになりますが、86ページ、掃総務費。こちらのほうに普通旅費がございます。普通旅費につきましては、職員3名の大阪までの費用ということで、25万2,000円計上しております。

あとですね、87ページでございますが、委託料の訴訟委託料ということで、弁護士の費用、こちら6回分程度の費用ということで年間30万円の計上をしています。以上でございます。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、大体年間60万円弱になるわけですね。25万円プラス30万円ということもこれで仕方ないと思いますわ。で、私はですね、一番懸念するのは、こういった問題はですね、なかなか相手があることなんで、そう簡単にはいかないと思います。行かないと思いますけど、長くなれば長くなるほどですね、市のイメージダウンにつながってくるわけですね。そこで市長にお伺いしますけれども、市長はこの問題についてどのくらいのめどをたてられているんでしょうかね。

△市長（都竹淳也）

現時点では何とも申し上げられません。報告をその都度もらっていますけども、争点の深まりもありますし、裁判所のほうが途中でどういようなことを申されるかもありますので。ただ、ほとんど今これどういう状況かっていうのはご存じない方も多くて、その意味では、そんなにそのイメージダウンというようなことにはなっていないというふうに思っておりますし、そもそも市がすでに払ったものをどこまで取り戻せるかっていうこういう話ですから、そのような中々たちの中ですね、客観的な結論が出ればいいということで、当初冒頭から申し上げておりますので、そのような考え方の中でじっくり裁判所のほうにお任せしながら向かっていくということかなと思っております。

○委員（野村勝憲）

まあイメージダウンというのは、市民が判断することだね、行政サイドで判断することじゃないんですよ。こういったものはね。ましてや今までない事例なんですよ。そうでしょ。相手があることなんで、どちらがミスしたのかどうかという論争になってくるわけですけども。そうしますと、相当長期戦になるという市長の見解ですか。

△市長（都竹淳也）

長期戦になるかどうかも含めて、わからないということかなと思います。ただ少なくとも数カ月とか半年くらいで結論が出るものではないことは事実ですから、恐らく年単位かなというふうに思います。

○委員（野村勝憲）

はっきり言って1年ははるかに超えているわけですよ。そうでしょ。だからもうすでに3年目に入ってきたのかな。これ3年目にたしかそうでしょ。7回から12回やったということは、その前に1回から7回分あるわけでしょ。その前の準備いれたら3年になってくる。例えば、5年以内という見通しはないんですか。

△市長（都竹淳也）

裁判所ではありませんし、弁護士でもないので、確たることを申し上げられませんけれども、専門的なかなり難しい裁判ですから、そこはじっくり議論していただいているものと思っておりますので、我々はそれをしっかり見守っていくということかなと思っております。

○委員（野村勝憲）

どちらにしてもですね、プラントメーカーと話し合いをしないということで、裁判にもっていったのは、市サイドなので、そのへんのことも含めてですね、しっかりと対応してですね、処理してもらうようお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

予算書の86ページ、衛生関係施設費の14工事請負費ですけど、光明苑の維持修繕と先ほど説明があったと思います。もう少し中身を教えてもらえますか。

□環境課施設係長（渡辺晃）

光明苑の修繕工事につきましては、来年度は先ほど説明の中にありましたとおり、火葬炉の台車ということで、ご遺体を置いて、火葬炉のほうに入れまして、火葬が終わりまして、また遺族のもとへということで、そういった台車のほうの修繕のほうが1カ所ございます。あと冷却ファンとか空気を送ったりして、ご遺体を火葬しますので、しっかり処理ができるようにということで、そういった機械のほうで、平成15年からの施設でございますけれども、まだ一度も修繕ができてない箇所がございますので、そちらのほうも来年計画しております。

○委員（籠山恵美子）

例えば建て替えの時期なんていうのは大抵どのぐらいになるとありますか。建屋の建て替えの時期ってありますか。

□環境課施設係長（渡辺晃）

一応施設としましては、鉄筋コンクリート造の施設でございまして、通常30年から40年は十分もつ施設でございます。機械類につきましては、やはり今の耐火レンガとかそういった火葬炉の機械に関しましては、必要に応じて何年に一回とかそういった修繕をしていくものでございます。大規模な修繕に関しては、やはり電気系統とかそういったも

のもありますので、そういったものは20年に1回くらいは大きな更新とかそういったものが出てくるというようなことをメーカーからお聞きしております。

○委員（籠山恵美子）

なぜこんなことを聞いたかと言いますと、結構市民の方からね、ペットの死体の焼却処理をこの光明苑でもやってくれないかと。市内にないですもんね。あの光明苑でなくともいいと思いますよ。市内、ほかにもあるんですから。まあそういう声が少なからずありまして。たしかに高山市など山奥まで持っていくと、距離は遠いし、それから高山市民じゃないので倍料金とられるんですよね。そういうことから言うと、このペットブームのご時世ですね、この時代、やはり自分のところで、自分の地域で、そのペットを処理できるということは大変喜ばしいことだと思うんですよね。市民生活の利便から言っても大事だなと思うんです。だからことし、新年度予算に突然っていうわけにはいかないでしょうけれども、そういうことはぜひ課題として検討すべきじゃないかなと思うのですが、いかがですか。

□環境水道部長（大坪達也）

議員おっしゃるようにペットに関しての意見っていうのは何件かお伺いしております。それに対して現在ではできないっていうことなんですけれども、そういう需要を把握というのを大々的にやっておりませんので、需要の把握からまず進めてまいりまして、どのようにするのがいいかということを検討していきたいと思います。

○委員（井端浩二）

EMぼかしについてちょっと教えてください。検討内容のほうで、56ページですが、367トン減っているということは、当然ぼかしを使つての処理も増えていると思うんですが、それについて無料でお渡ししとるんでしょうか。

□環境水道部長（大坪達也）

あのEMぼかしに関しましては、市民の方に無料で配布しております。

○委員（井端浩二）

委託料と先ほど予算のほうに出てきましたが、どこに事業を委託しているのでしょうか。

□環境水道部長（大坪達也）

現在市内で製造できるところが一カ所しかないということで、そこに随意契約で委託をしています。

○委員（小笠原美保子）

1ページの生物多様性の保全というところの1番の特定外来植物の防除なんですけれども、これは処分するための予算だと思うんですけれども、処分の仕方はどんな感じで行っているのですか。

□環境課長（忍哲也）

こちら防除につきましては、防除作業に関するシルバー人材センターへの作業委託になります。処分につきましては、かなりちょっと難しいんですが、やっぱり根っこから

抜かなければいけない。また種が飛散しないようにしなければいけないというのがございますので、そのようなことを気にしながら袋に入れたりして焼却処分しているという状況でございます。

○委員（小笠原美保子）

2番のボランティア活動の支援っていうのは、そのほとんど団体としては、シルバーさんということですか。私、インタープリターさんみたいに知識のある方とかボランティアパトロールみたいな方かなと思っていたのですが。

□環境課長（忍哲也）

ボランティア活動の支援としましては、今の吉城高校とかですね、各民間団体とかでボランティア活動を今していただいたわけですが、今現在行っているのは、吉城高校でこういった説明とかですね。そのようなことを例年行わせていただいていますので、その費用でございます。

○委員（小笠原美保子）

その調査の実施ってどこなんですけど、これは平成28年と比較するって書いてあるのですけれど、やったことがないってことですか。今するということですか。

□環境課長（忍哲也）

こちらにつきましては、まず初回、平成25年度に行っておりまして、平成28年度との比較を1回を行っております。そのときの比較から今回どのように変わって、今回どういった対策をするべきかということ把握したいということで、今回調査したいというものでございます。なお、この費用につきましては、県の補助金が100パーセント出ますので、そちらをあてさせていただきたいというものでございます。

○委員（小笠原美保子）

感覚としてはやっぱり増えているんですかね。減ってはいないということですか。

□環境課長（忍哲也）

飛騨市ですと、特定外来植物として増えているものが、オオキンケイギク・オオハングンソウ・アレチウリという3種類でございますが、アレチウリというのは、ちょっとそこまでちょっと見受けられないですけど、オオキンケイギク・オオハングンソウというのは、かなり拡大をしております。平成25年から平成28年につきましては、オオキンケイギクは植生範囲が減少しているということで、効果があったということですが、オオハングンソウにつきましては、かなり繁殖能力が高いということで、その時点で防除作業をしていたのですが、拡大しているという状況が見受けられました。ただし、これ、県内でもかなり対策が難しいということで、やってない自治体もかなりあるんですが、私も天生湿原とかの大事な自然の関係もございまして、そちらの保全もありまして、そういった入り口とかを防除作業しながら、拡大抑制をしているということで、多少なり効果があるんじゃないかなということを考えています。

○委員（高原邦子）

昨年ですね、消費税は10パーセントに上がるときにゴミ袋の（大）の問題、品切れが

出たと。今の予算書のどこ見れば、その委託ですか。ちょっと教えてください。

□環境課長（忍哲也）

予算書88ページのじん芥処理でございますが、こちらの需要費の印刷製本費ですね。こちらのほうに1,376万円1,000円ございます。こちらが指定ごみ袋の作成費でございます。

○委員（高原邦子）

これ全部がそのごみ袋の作成費ですか。

□環境課長（忍哲也）

そのとおりでございます。あとここにはですね、来年度新規政策でありますおむつ用のごみ袋、こちらの100万円が加算されております。

○委員（高原邦子）

実は、あのゴミ袋って中国で生産されているじゃないですか。そのへんいかがですか。

□環境課長（忍哲也）

ここ数年はですね、中国の工場で製造されていたということでございますが、今は状況としましては、コロナウイルスの影響で、工場が停止していますので、そのへんの調整としまして、どこでできるかということを調査したわけですが、ほかのベトナムとかですね、ああいったところも製造してみえるんですけど、そちらでの生産はもう追いつかないということで、国内の事業所なら対応できるということでございますので、そちらでしっかり製造して確保していきたいということで今調整中でございます。

○委員（高原邦子）

そうしますと、まあ日本国内ですとこの金額ではちょっと無理じゃないかなと思うのですが、そういったものは補正で対応したいというお考えなんでしょうか。

□環境課長（忍哲也）

おっしゃるとおりでございます。国内で製造しますと、今調査した中では、約3割ほど高くなるといったことございますので、その3割分は、入札差金とかですね。そのへんが出た段階で、どれだけ不足するかということをしっかり把握したうえで補正予算などの予算措置を検討していきたいということを思っています。

○委員（高原邦子）

たしか昨年聞いたときに9月ぐらいに納期はということを言われたと思うんですね。今回もですね、予算とおってもいろんなことをしながら、また9月納期というふうに捉えて、それまでには「品不足ということは起きない」っていうふうに「もう主婦がも奔走しなくてもいい」っていうふうに「安心していいよ」って言ってもらえますかね。いかがですか。

□環境課長（忍哲也）

今現在ですね、在庫が約4カ月あるわけですが、もうすでに発注準備を進めておりまして、仕様書にはですね、6月10日までには入れるということをそこまでなら入るということは一応業者確約を今いただいておりますので、今のところ大丈夫だということで認

識しております。

○委員（高原邦子）

それで業者さんなんですけど、いつも入札するというふうに聞いているのですが、6月ってというのは、これは昨年度のものなんですか。それともどうなんですか、1社がずっとこれには関わっていくってということなんですか。そのへんいかがでしょうか。

□環境課長（忍哲也）

基本的には、指名競争入札になりますので、とられた業者の対応ということになるのですが、これは国内という国内・海外ということもうたっておりませんので、基本的にはその6月10日まで最短で入れるという業者があるということを確認したうえで発注させていただくということでございます。

○委員（井端浩二）

今、ごみ袋の話が出たので、ちょっと質問をさせていただきますが、大変ゴミ袋を縛るときによく破れるという話が出ていますが、そのへんについて市のほうへ問い合わせがきていますか。

□環境課長（忍哲也）

そういった声をですね、内部等からの聞いておるんですが、基本的に市民から直接ご意見としては、課のほうにはちょっとあがってきてない状況でございます。声としては、内部でも聞かれておりますので、調査はしております。今、袋の強度につきましては、強度試験というのをしっかりしておりまして、JIS規格に基づいてやってるわけなんですけど、基準がたしか28くらいの数字に対して倍以上の数字があるということで、あの数字上の強度はかなり高いということを確認しております。ただですね、あのゴミ袋というと、一長一短ありまして、例えば硬いものですね、そういった強度硬いというだけでは破れやすいとかがあったり、あと伸びとかでそういうのもあるもんですから、そういったこと今まで過去10年くらいですね、ずっと研究した中で、配合とかを考えておるわけなんですけど、ちょっと製造工場によっては多少そういったところがばらつきがあることが出ますのでそういったところをしっかりと調査したうえですね、例えば持つところが弱いとか、そういうことがあればしっかりとそういったことを業者に伝えて対策を打っていきなということを考えております。ただ今回ですね、ちょっと緊急的なところもございまして、その国内製造ところでどこまでちょっと反映できるかっていうのは今後の課題かと思えます。

○委員（井端浩二）

ごみ袋をしぼるとよく破れるので、地域の住民からも言われていますので、ぜひそのへんについては、とくに注意しながら。以前のものがすこし丈夫でしたので、余計にそう思われると思うのですが、そのへんについては、どうでしょうか。必ずその丈夫さを念頭において入札をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

□環境課長（忍哲也）

そこにつきましても職員内部ですね、いろいろ引っぱったりいろんなことでちょっ

と確認はしているのですが、昨年度平成30年度の袋に比べると弱いとかってことちょっと私どもは確認できてない状況なんですけど、当然市民の声がそのとおりだと思いますので、仕様書とかですね、しっかりそういった強度を高い数字でうたいたいのですが、それをするによって、すごいお金が高くなるもんですから、そのへんのところをちょっと今研究しているところでございます。

○委員（籠山恵美子）

説明資料の4ページの新規事業ですね。子育て・介護世帯に交付するおむつ用のごみ袋ですけれども、これは本当に待たれると思いますが、このゴミ袋の素材というのは特別なものですか。

□環境課長（忍哲也）

特別なものではなくて、通常の可燃ごみのごみ袋でございます。可燃ごみ袋の（小）サイズの配布を予定しています。

○委員（籠山恵美子）

若いお母さんたちのおむつ処理を見ていると、今においの出ないビニール袋というのがありまして、おむつ用のですよ。もっと小さいんですよ。だから貯めなくてもいいし、普通のビニール袋となんか素材が違うらしくて、口をきゅっと締めると、どんなににおいをかいてもにおいが漏れない、におわないというのがあるんですね。だからせっかくいただくのであれば、そういう素材でつくってあげたら。結局（小）サイズという、そのごみ袋の（小）サイズというのは、それなりに溜めますよね。それいただいても、においのこもるようになるまだやっぱり中で小さい袋を使ってしまうではないですか。だからそう思うとだぶってしまうような気がしますし、これから課題として研究していただきたいなと思います。それとこの交付の方法ですけれども、ここに書いてある新生児訪問あるいは乳児健診のところあたりで、赤ちゃんを抱えている世帯に配るのはちゃんと網羅できるんですかね。

□環境課長（忍哲也）

私もごみ袋の支給ということで、予算計上させていただいていますが、基本的には福祉分野のほうでしっかり現場と連携しながら対応していきますので、そちらのほうは、例えばお子さんですと出生時こんにちは赤ちゃんの訪問時ですとか、1歳児・2歳児につきましては、そちらの児童相談時ということで、実際やっているところで配布していくということでございますので、そういったことはしっかり網羅できるんじゃないかなということ考えております。

○委員（籠山恵美子）

福祉のほうで言ったらいいんですかね。結局そのそういうところから漏れてしまういわゆる児童相談センターのところにお世話になるような、あるいはそういうところに相談がいくような家庭へのケアも大事ですよ。そういうところにもちゃんとおむつは、配りたいじゃないですか。そういうのはどうするのかなと思うんですけど。

□環境水道部長（大坪達也）

今議員から発言あったこういう意見がありましたということをしつかりと伝えて、相談していきたいと思います。

●委員長（前川文博）

今、上ヶ吹委員と水上委員から手があがっていますが、それ以外の方は。徳島委員と高原委員。あと、特別会計6つありますので、この4名の方で。あとよろしいですか、ほかは。今の順番で進めます。上ヶ吹委員。

○委員（上ヶ吹豊孝）

6ページのし尿処理施設の統合の件なのですが、今北吉城クリーンセンターとみずほクリーンセンターがあるんですね。それで、北吉城が老朽化が進んでいるので、処理はみずほクリーンセンターへ移すと。北吉城はクリーンセンターは、バッファタンクのような役割というのがあるのですが、これは、何か突発でみずほクリーンセンターへ持っていけないときのために溜めておくのか。必ずもう神岡・上宝は、北吉城に入れてそれで運ぶという意味なのでしょうか。

□環境水道部長（大坪達也）

2つの意味がありまして。1つは、各家庭から収集してダイレクトにみずほまでいくよりも、作業的に一度北吉城に保管したほうが、作業的にいいということと、もう1つは、議員おっしゃったように国道41号、国道360号が通れなくなった場合にも対応できるという両面から考えての対応です。

○委員（上ヶ吹豊孝）

普通考えたら、コストから考えたら、直接持っていったほうが2回運ぶよりも1回でみずほへ運んだほうがいいと思うんですね。それと恐らくみずほクリーンセンターが処理している恐らく戸数も減っていると思うので、直接持っていっても問題ないと何も問題ないと思うのですが、そのへんはどうなのでしょう。

□環境水道部長（大坪達也）

家庭で収集したもの、そのどのような大きさの車両でというのもあるんですけども、収集するのは、各家庭の需要に応じてやるので、うまくスケジュールできないというのが一つあったり、また受け入れ先の施設としても、搬入される量に波があると処理がしにくいということで、やはり1回バッファ的な施設があるとちゃんと処理が計画的にできるというようなことがあってこのような計画をしております

○委員（水上雅廣）

概要書の3ページでお願いします。ごみの減量化。簡単な質問ですから即答で。24時間回収ボックスの増設ということで、河合と宮川のほうにも回収ボックスを入れていただくということで、この時期と場所を教えてください。

□環境課長（忍哲也）

時期につきましては5月からの設置を予定しております。場所につきましては、今、調整中ですが、基本的な振興事務所のところに設置ができないかということで検討してい

ます。

○委員（水上雅廣）

試験的に6カ月間と書いてありますけれども、6カ月間の需要があるかないかとかのそういうことを調査される、その目途はどのくらいのものなのかってわかりますか。どのくらいのところを判断基準とされるのか。

□環境水道部長（大坪達也）。

何トン集まったら継続して、何トン集まったら廃止するとかそういうことではなくて、そういうもちろん量も大事なんでしょうけども、利用者の声、「こんなものつくってもそう利用ないよ」というような声があれば、はっきり言って継続しても意味がないなと思いますし、少量であっても「ありがたいな」という声があればやはりそこは検討していきたいと思っております。

○委員（水上雅廣）

なんとも中途半端な答弁。難しいんですけど、理解が。その6カ月間と言わず常設でもいいんじゃないかなと思ったので、お聞きをしたのですけれども。現実に宮川のほうから古川のほうへ持っていったりとされているようなこともありますし、需要がないことはいないんじゃないかなというふうに思いますので、場所についても、河合なんかもやっぱり両側に分かれて、いろんなその持ち運びに便利なところで、稲越の方だとどちらがいいということもいろいろあると思いますけれども、そういったことも含めて、ちょっと検討していただくようにしていただけますか。

□環境水道部長（大坪達也）

場所につきましても、今ほどの意見を含めまして、検討したいと思います。

○委員（徳島純次）

主要事業のですね、15ページ。水道管の石綿を使った――。

●委員長（前川文博）

特別会計のほうになりますので、あとでお願いいたします。

○委員（高原邦子）

24ページに予算書ですね、いろいろ狂犬病の予防関係の手数料と畜犬登録手数料とか書かれているんですけど、あの実際今、飛騨市の野犬化というのは阻止されているのでしょうか。いろんな意見とか本当に飼う犬はちゃんと登録してお注射も打ったりとかいろいろするわけなんですけど、野犬に対する苦情とかそういったものは、役所のほうには言われてきていませんか。

□環境課長（忍哲也）

今の野犬と言いますか、野良犬等に関する意見というか、そういったことは聞こえておりません。ただ猫に関しては、ちょっと増えているのかなということを思っております。

○委員（高原邦子）

今、猫のね、ちょうど盛りの時期なもので、いろいろな方から私も聞いているのですけ

ど、猫の場合はいろんなどうすることもできないんでしょうかね。これ動物愛護の関係から言うと本当にとは思うんですけども。もうめっちゃめっちゃになって、家の周りが大変になっちゃったりとか。だから柑橘類のものを置いたりするとこないよとかいろんなことをやっているみたいなんですけど、こういった犬猫に関して、今、犬のほうはきてないとおっしゃったんですけど、猫に対しての対策はどのようにとられているのでしょうか。

□環境課長（忍哲也）

猫に関しましては、動物愛護の関係で、なかなか難しいのかなというのもあったんですけど、最近は動物愛護の団体のほうからもしっかりそういうあの飼い主が管理してくださいというようなことも周知ポスターを貼られたりですね。そのようなことも進められておりますし、しっかり管理していくってことやっぱしっかり啓発していかなければいけないかなというのが1点でございます。あとですね、なかなか行政としても踏み込めない部分もございますので、こちらの地域猫活動というですね、地域の方が活動されたことに対して県のほうで支援していくという制度もありますので、そういったことも市でどのようなことができるかですね、検討して対応していきたいと考えています。去勢なんかも、手術の支援とかもあるんですが、ちょっと飛騨のほうにないものですから、それも要望しているんですが、なかなか対応が難しいという回答をいただいている状況でございます。

□環境課施設係長（渡辺晃）

先ほど回答のほうを保留していました伊賀市の負担金との関係ですけども、平成30年度の実績としましては、トン数で言いますと、10.4トンの搬入ということで、3月に一応この令和元年度から今の三重県のほうへ入れるように切り替えるために試験的に10トン車一杯入れたということで、平成30年度のこの変更の時期につきましては、先ほどの草津のほうで4月から6月までの間は加入しておりまして、当初ですと、9月までの半期ということですけども、向こうの処分場のほうから「そろそろ満杯になるので、第2計画をしているんだけど、ちょっと調整が時間がかかる」という申し出がありまして、その場合にもう片方の富山のほうで本当は10月からだったんですけども、そちらと調整をしまして、7月から3月まで富山のほうに入れさせていただいて、令和元年度から三重県のほうに入れることができるように3月に1車分だけ試験的に入れさせていただいているということで、平成30年度にかけて、その現地にも当然行きまして、処分場の状況とかそういったところも確認をしたうえで、安全性のところも確認したうえで、三重県のほうに切り替えをしたということでございます。

○委員（高原邦子）

そうしますと、もう草津の第2期とかいろんなのには応募しなくて、富山もですね、入れなくて、伊賀オンリーで行くというふうにとらえていいんですか。

□環境課長（忍哲也）

従前からですね、2カ所に分けているというのは、片方が急に搬入ができないということもありますので、安全側で2つに分けているということでございますので、1カ所に集

中して委託するということの考えはございません。

○委員（高原邦子）

私伊賀のほう見てないので何とも言えないんですけど、草津のほうは市議会としてもいろいろ視察させていただいた経緯があります。かなりやはりしっかりとしているとは思ったんです。伊賀のほうもそういった面では、草津と並ぶくらいの大きさがあるのかとかそのへんはちゃんとやられているんですかね。

□環境課長（忍哲也）

こちらにつきましては、事前協議をしてですね、処理状況につきましては毎年現地のほうを確認をさせていただいております。今年度もですね、現地の行かせていただきましたが、かなりでかい規模で、熊本地震の災害廃棄物とかですね、そのものも一旦受けるような大きな規模でございまして、施設としては、かなりしっかりしたもんじゃないかなということを確認をさせていただいています。

○委員（高原邦子）

もう一つ大切なのは、お金の問題ですね。納めるお金、草津と比べてどうなのかとか。そのへんはもちろん安くなっているんでしょうね。

□環境課施設係長（渡辺晃）

草津に比べては、若干、トン単価で2,000円ほどですか。今、安価になっています。当然、三重県伊賀市自体も片道5時間くらいかかりますので、高速を使ってということになりますので、当然費用は同じくらいかかるんですけど、若干三重県のが今安いというような状況でございます。

●委員長（前川文博）

これで質疑を終わります。

◆議案第47号 令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算

●委員長（前川文博）

次に議案第47号、令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは飛騨市公共下水道事業の特別会計について説明させていただきます。まず歳入につきまして、109ページをお願いいたします。まず一番上、分担金及び負担金であります。これは神岡公共下水の分担金と古川公共下水の負担金であります。次、使用料及び手数料。これにつきましては、下水道の使用料、指定工事店指定の手数料、督促手数料を見込んでおります。次、国庫支出金。これは社会資本整備総合交付金と防災安全交付金と2つの事業の交付金を見込んでおります。財産収入、これは基金の利子であります。繰入金、これは一般会計からの繰り入れと基金からの繰り入れを見込んでおります。

繰越金これは前年度繰越金。諸収入につきましては複写機使用料を計上しております。市債、これは下水道の事業債であります。

歳出につきまして、115ページをお願いいたします。一般管理費につきましては、前年度と比べまして、800万円余増額しておりますが、これの要因としましては、会計年度任用職員の手当等の共済費の増が1つと、次頁116ページをお願いいたします。17の備品購入費とありますが、これは下水道の管理用の車両の購入を計上している関係で予算が増えております。次に施設管理費ですが、これは、約1,000万円の減になっておりますが、減になった要因としまして、117ページの上のほうにあります、使用料及び賃借料のところで、昨年度までは、浄化力増強の活性装置というものをレンタルしておりましたが、それが昨年度で終わったという関係で、今年度は減額になっておりますし、工事請負費につきましても、点検結果に基づき修繕費を積み上げた結果、今年度においては減額となった結果となっております。整備事業につきましては、主要事業で説明させていただきます。

主要事業の7ページをお願いいたします。古川浄化センターの耐震化ということで、平成7年度にこの施設は供用されまして、現在の耐震基準を満たしていないということから平成30年度に飛騨市下水道総合地震対策計画を策定しまして、耐震補強の実施に向けて設計を進めてきたというところです。平成2年度より耐震補強に着手するというところで、実際にどこをやるかといいますと、概要にありますように古川浄化センターの汚泥管理棟でありますとか、主ポンプ棟、塩素混和池棟等の耐震補強をしたいと考えております。

次ページをお願いします。下水道の重要幹線等の耐震化ということで、これにつきましては、平成30年度に作成しました「飛騨市下水道総合地震対策計画」に基づきまして、古川処理区及び船津処理区の重要幹線管路につきまして、マンホールと管の接合部に可とう性を持たせることで、耐震を図るということで、それに先立つ実施設計を本年度行うというものであります。

次、9ページであります。避難所用マンホールトイレシステムの整備。これは、各避難所に想定される収容人数の中で、大規模である避難所を選定いたしまして、マンホールを利用した組立式の屋外仮設トイレ整備することにより、避難生活時のストレス要因となりますトイレの混雑を緩和することを目的として行う事業であります。

今年度におきましては、マンホールトイレシステムの詳細設計を実施します。予定箇所としましては、10カ所を予定しております。

10ページをお願いいたします。下水道ストックマネジメント計画に基づく設備更新ということで、これも平成30年度に策定しました下水道ストックマネジメント計画に基づきまして、供用開始の早かった古川浄化センターの設備を重点的に修繕更新をする。それにより寿命を延ばしていくということで、具体的には古川浄化センターの対象設備となるものについて更新を行うという計画で、それに先立ちまして実施計画を本年度行うものであります。

11ページをお願いいたします。公共下水道船津処理区の環境施設整備ということであります。飛騨市におきまして、公共下水道事業の未整備区域は梨ヶ根・寺林地区の一部と

なっております。ここにつきましては、国土交通省が行う国道41号線の登坂車線整備工事との一体的な施工を行っていることから、効率的に早期に整備が完了するように国土交通省と綿密な調整を図りながら、事業を推進していく予定であります。予定としましては、令和4年度の完成を目指しております。行う内容としましては、環境整備工事を約700メートル、舗装復旧工事と下水道工事に伴う水道管の移転補償を計上しております。

以上で、公共下水道についての説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。ないですか。

○委員（澤史朗）

この下水道事業債というのが使われておりますけれども、この事業債の裏補助とかというのは、どの程度になるでしょうか。

□水道課管理係長（檜木正憲）

国の補助もありまして、国の補助が50パーセントで、補助対象になるもののその残りの50パーセントのうち45パーセントを補助、起債を借りるということです。起債単独のものも一部ございますがそういう配分になっております。

□財政課長（洞口廣之）

補足いたします。下水道事業債の交付税算入率は、45パーセントです。

○委員（高原邦子）

下水道重要幹線等の耐震化なんですけど、私は親が宮城県にいたもので、東日本大震災の下水道関係のありさまを目の当たりにしているんですね。これは、震度どのくらいだったら大丈夫な想定は。マグニチュードとかいろいろ違ってはきますけれども。これによってどれくらいだったらオッケーなのでしょうか。

●委員長（前川文博）

答弁を求めます。

□水道課長（舟本智樹）

少し調べさせていただいて、お答えいたしますのでお願いします。

●委員長（前川文博）

ほかありますか

○委員（谷口敬信）

今の耐震化なんですけれども、これ最近やっている下水道事業についてはもうすでに処理しながらやっておられると思いますが、平成何年ぐらいからそのように切り替わったのでしょうか。

●委員長（前川文博）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

すみません。何年度という細かい年数は覚えていないのですが、震災が起きるごと

に改訂がありまして、その都度新しい指針あげるというかたちで対応してきているので、今回の対応については、最新の対応ということで考えております。

○委員（谷口敬信）

大体これ全国的に一緒ですよ。耐震の指針は。

□環境水道部長（大坪達也）

国交省で示される耐震の指針というものに基づいて行います。

○委員（高原邦子）

今の話なんですけれど、結局今回新しく設置していくところは、今の基準でということ
で設置されているんだけど、この耐震化のためにね、やるというのは、前のやつだと思
うんですね。それはあのどのくらいあって、何年くらいを耐震化予定を立てているのか。全
体としては、どう考えてみえるのですか。

□水道課長（舟本智樹）

今の耐震化の部分の総延長でございます。この資料に載っていますとおり、古川地区で
4キロ、船津処理区で800メートルということでございます。それでこれは、最近やっ
た下水管とかあとはそのビニールパイプと言いますか、それでやっている部分はゴム板
がついているものですから、可とう性があると。今考えている重要な路線でございまして、
その部分を要はコンクリートでがっちりついているところを削って可とう化するとい
う話なんですけれど、その部分のポイントずつをやっていきいたいということでござい
ます。それで期間はですね、令和3年～令和5年の間を想定して考えております。以上で
す。

○委員（高原邦子）

結局、これは国のお金とかそういったものの事業があるから令和5年までということ
なのかなとも思うんですけれども、その3年間で、大体クリアできる箇所なんですか。全
部の箇所をやるのに。いかがですか、そのへんは。

□水道課長（舟本智樹）

この耐震というのは、イメージさせていただくには全部こうやっていくのではなくて、
そのマンホールごとの箇所だけをやっていくものですから、延長があっても、それなりに
スピードを早く進めていけると思っています。それで当然国のほうの支援も今のこのス
トックマネジメントということで、支援をしていただいている計画期間がありますので
その中に入っているということでクリアしているというふうに考えております。

●委員長（前川文博）

まもなく正午になりますが、あと5つ特別会計があります。ここまでやろうと思ってお
りますが、どうでしょうか。ここで休憩を入れるか。やってしまうか。

（「休憩をお願いします」との声あり。）

●委員長（前川文博）

この特別会計が終わりましたら休憩を入れますので、この特別会計が終わるまで、正午
を回りましても続けます。

○委員（井端浩二）

避難用のマンホールのトイレシステムについてちょっとお伺いさせていただきます。
避難所・小学校・体育館等ではありますが、古川処理区5、船津処理区4、袖川処理区1。
それは、どこになりますかね。小学校が全てですか。

□環境水道部長（大坪達也）

避難所になっているところで大きなものということで災害整備の中で計画したもので、
古川小学校・古川西小学校・古川中学校。あと神岡ですと、神岡中学校・神岡小学校が収
容人数が多いところとして計画しております。

○委員（井端浩二）

ということは、古川処理区で5なんですけれども、その他は総合会館とかそのへんを予
定をしているのでしょうか。

□環境水道部長（大坪達也）

失礼しました。今ほど言いました学校3つに飛騨市文化交流センター・古川消防署を加
えて5つ、船津につきましては、振興事務所、神岡中学校・神岡小学校・釜崎社会体育館
の4つ、袖川に山田体育館の1つということを計画しています。

●委員長（前川文博）

ほかありますか。

先ほどの答弁漏れをお願いいたします。

□水道課下水道係長（木村誠吾）

先ほどの震度の想定なんですけれども、最大震度7程度の大規模地震に対してを想定
しております。

◆休憩

●委員長（前川文博）

それではこれで質疑終わります。ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時と
いたします。

（ 休憩 午後12時01分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き会議を再開いたします。午前中の消防本部の答弁の中で訂正がありますの
で、これについての発言を許可いたします。

□消防長（中畑和也）

先ほど上ヶ吹議員からポンプ車の値段について質問がありまして、1,400万円とお
答えいたしました。平成30年度の実績としまして1,890万円ということで訂正さ
せていただきます。以上です。

●委員長（前川文博）

それでは午前中に引き続きまして、環境水道部の特別会計予算のほうに入らせていた

できます。

◆議案第４８号 令和２年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

●委員長（前川文博）

次に議案第４８号、令和２年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計についてご説明いたします。

まず歳入について、１３３ページをお願いいたします。分担金及び負担金であります、この事業についてはすでに整備を終了しておりますので、加入金というかたちで予算計上しております。使用料及び手数料。下水道使用料と督促手数料を計上しております。国庫支出金、これは防災安全交付金であります。次に財産収入、減債基金の利子であります。繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れと減債基金からの繰り入れであります。次に繰越金・前年度繰越金であります。諸収入、複写機使用料収入を見込んでおります。起債につきましては、下水道事業債であります。

続きまして、歳出の説明をいたします。１３７ページをお願いいたします。この事業につきましては、政策的なものがないので、予算書のほうで全て説明させていただきます。まず、一般管理費につきましては、約３００万円の減ということで、これにつきましては、要因としまして、区分の公課費。消費税であります、これの試算により計上しましたところ、消費税、支払うべきものが減ったということで、このような予算になっております。

次に施設管理費。こちらは約３００万円の増額ということで、要因としましては、次頁、１３８ページをお願いいたします。工事請負費の修繕工事であります、これの点検結果に基づく修繕費を積み上げておりますが、今年度は必要なものが多く出たということで、工事請負費の増額となっております。次に整備事業費であります、袖川施設の整備事業ということで、先ほども公共のほうの主要事業のほうで説明いたしましたが、マンホールトイレシステムの詳細設計ということで、委託料を見込んで計上しております。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

１３７ページの積立金なんですけれど、特定環境保全公共下水道事業減債基金積立金として、これは４万９，０００円ということかな。どうして積み立てをしなければならないような額でもないんです。そう言ったら、ちょっと語弊がありますけれども。繰入金とか、いろんなところからも出していけるんですけど、これは何かの調整のために積み立てするのですか。それでも積立基金にはこれだけは積み立てていかなければという約束ごととかがあるのでしょうか。そのへんを教えてくださいと思います。

□財政課長（洞口廣之）

利子相当が積み立てに回っております。これは、基金に属する現金から発生する利子でございますので、そのまま基金に積むんですけれども、こういった財産から生じる利子等については、予算に計上して、そのうえで、もう1回積み立てなければならないという規定がございます。全ての会計で、利子分については、その基金から発生した利子については、そのままその基金に積み立てるということで予算計上させていただいております。

○委員（高原邦子）

そうしますと、そういった決まりがあるということなので、例えば、1,000円であっても、その利息となり、なった場合。これって、例えば、マイナスのときというのは、皆さん考えてないかもしれませんが、いろんなことがあった場合、マイナスの場合とかが出てきた場合はどうなるのですか。そういったものは。

□財政課長（洞口廣之）

こういった利子についてですね、今マイナスということは、ちょっと想定をしておりますが、仮に基金に棄損が生じるような場合であっても、それは損失分についてマイナスの部分は予算として、歳出としてこれは計上する必要があるかと思います。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第49号 令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算

●委員長（前川文博）

次に議案第49号、令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、農村下水道事業特別会計予算について説明いたします。152ページをお願いいたします。歳入であります。分担金及び負担金。この事業についてもすでに整備が終わっておりますので、加入金として予算を計上しております。使用料及び手数料。下水道使用料と督促手数料を計上しております。財産収入減債基金の利子を計上しております。繰入金。一般会計からの繰り入れと基金からの繰り入れであります。繰越金は前年度繰越金。諸収入におきましては、行政財産の目的外使用による費用負担を計上しております。

これは、小無雁の処理施設に県の河川水系の電気料が発生するんですけれども、その電気量の費用負担分ということで計上しております。

次に歳出の説明をいたします。157ページお願いいたします。一般管理費につきましては、昨年度と見てのとおり、変わらず、給料から必要な経費を計上させていただいてお

ります。次に施設管理費につきましては、約５００万円の増ということで、主な要因として、次頁、１５８ページの工事請負費、修繕工事であります。これも点検結果に基づき必要な修繕料を積み上げた結果、今年度におきましては増えたということで、施設管理費が増額となっております。公債費等については、起債の償還計画に基づき支払うように支出しております。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第５０号 令和２年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算

●委員長（前川文博）

次に議案第５０号、令和２年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、個別排水処理施設事業特別会計について、ご説明いたします。１７０ページをお願いいたします。使用料及び手数料。これは下水道使用料・督促手数料を計上しております。

繰入金は一般会計からの繰入金であります。繰越金、これが前年度繰越金。諸収入につきましては、複写機使用料収入を計上しております。

続きまして歳出の説明をいたします。１７３ページをお願いいたします。一般管理費で、これ減額になっておりますが、これは、消費税のところを見ていただくとわかるように、数字上は１となっておりますが、実際はないというか。この事業につきまして免税事業者ということで申請して行うということで、消費税を払わないということでこういうかたちになっております。施設管理費のほうは、約１００万円の減で、これは委託料、保守点検とか清掃委託料であります。昨年度までは事業の設置戸数で積算をしておりましたが、今年度は実態に近づけた予算にするということで、稼働している浄化槽の数で予算化しているため、減額となっております。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

今の最後の質問で、説明がちょっと私には理解できないんですけど、設置戸数を改めて稼働戸数で予算化したというのは、これどういうことなんですか。

□環境水道部長（大坪達也）

この個別排水事業といいますのは、個人の住宅に設置する浄化槽なんですけれども、設置するのは市で発注して、設置するという事業でした。希望をとって設置したんですけれ

ども、設置後、数年経って、ちょっと家庭の事情で、その家が空き家になったりとかして稼働していない軒数があるんです。その実態にないものは、省いて実数で予算化して、維持管理費をあげたということでもあります。

●委員長（前川文博）

ほかありますか。

○委員（水上雅廣）

再確認です。予算計上しなかったもの、要はその空き家とかで、省いたっておっしゃったんで。そのものの扱いていうのはその先、どうなんですか。メンテナンスとか維持管理費とかは。

□環境水道部長（大坪達也）

その家の方が、または所有者が変わったりして再使用されるということになれば、そこで維持管理の再契約をして、維持管理を始めるというかたちになります。

○委員（水上雅廣）

その個人じゃなくて市のほうでそういうその再契約の手続きをするということではないんですか。

□環境水道部長（大坪達也）

この事業は浄化槽を設置しまして、下水道使用料をいただいていますので、その維持管理費は市のほうで支出します。

●委員長（前川文博）

ほかよろしいですか。

（「なし」との声あり。）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第 5 1 号 令和 2 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算

●委員長（前川文博）

次に議案第 5 5 号、令和 2 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、下水道汚泥処理事業特別会計についてご説明いたします。178 ページをお願いいたします。分担金及び負担金であります。これは、高山市からの事業分担金を計上しております。次に繰入金、これは一般会計からの繰入金であります。繰越金、前年度繰越金を計上しております。

次に歳出の説明をいたします。180 ページをお願いいたします。一般管理費につきましては、約 300 万円の増ということで、ここにつきましてはの主な要因につきましては、会計年度任用職員に伴う手当等の増額ということが要因となっております。次に 181

ページ、次ページをお願いいたします。施設管理費のほうであります、こちらは約300万円の減ということで、これにつきまして主な要因は、需要費の燃料費につきまして、予算算定時の燃料単価が下がったということで、それに必要数量をかけた結果、今年度の予算が下がったという結果になっております。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

予算書の180ページの給料のところなんですけど、01と02と報酬のほうですね。結構下水道関係というか、衛生費のほうでも任用職員が多いですよ。その給料というのが入っていきまして、今まで賃金で入ってきたと思うんですけど。これが増えているということは、任用制度が変わって、期末手当も増えるようになりました。それと同時に例えばパートからフルに変わった職員が増えているとか、あるいはもう基本給ベースが良くなったんですよということでの給料の増額ということなのか。その中身がちっとわからない。大事な部署なので。私は、もっともっと正職員であつたほうが良いなと思っているものですから。あまりにも任用職員制度の職員が多いような気がするものですからね。そのあたりの改善はどんなふうになったのかなと思ひまして。お願いします。

□環境課長（忍哲也）

報酬につきましては、施設の事務員でございまして、前は賃金で計上していたところが、これパートタイムになるものですから、報酬に切り替わったというところで、事務員に関しては変わっていないという状況でございます。

あと会計年度任用職員につきましては、5名体制ということであるんですが、施設自体が、規模がですね、下水道処理も進んでおりまして、搬入量なんかも減ってきておるものですから、そのへんの施設の能力とかを加味しながら、今後施設をどうしていくかというところが今ちょっと課題になっているわけですが、今後民間委託ですね。ちょっと検討しておりますので、正職員を採用するという方針はないという考えのもと進んでおります。職員の確保というのも一つ課題になっておりますので、そのへんも含めてですね、総合的に施設の運営方針を考えていかなきゃいけないということを思っております。

○委員（籠山恵美子）

パートタイマーからフルタイムの職員に増えたとかっていうことではないんですね。

□環境課長（忍哲也）

そういったパートからフルタイムに変わるといった方は、今みえないです。

●委員長（前川文博）

ほかよろしいですか。

（「なし」との声あり。）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第55号 令和2年度飛騨市水道事業会計予算

●委員長（前川文博）

次に議案第55号、令和2年度飛騨市水道事業会計予算を議題とします。説明を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、飛騨市水道事業会計予算についてご説明いたします。220ページです。まず業務の予定量であります。給水戸数、9,618戸。年間総給水量、245万5,000立米。1日平均給水量、6,726立米。主な建設改良事業につきましては、記載のとおりで、これにつきましては、のちほど主要事業の概要で説明いたします。次に収益的収入及び支出の収入であります。水道事業収益5億3,192万9,000円。支出、水道事業費用。5億3,064万9,000円。次ページをお願いいたします。次に資本的収入及び支出であります。これにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億3,068万9,000円につきましては、ここに記載の費目から記載の金額をもって補填するものであります。

次、資本的収入。4,769万6,000円。支出、資本的支出、2億7,838万5,000円。一時借入金につきましては、限度額を3,000万円と定める。次に議会の議決を得なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費4,355万円。また他会計からの補助金ということで、企業債の元利償還のために飛騨市一般会計からこの会計に補助を受け取る金額は、3,658万9,000円。また、棚卸資産につきましては、購入限度額は、1,555万7,000円と定めるものとします。次に225ページお願いします。こちらキャッシュフロー計算書であります。まず業務活動によるキャッシュフローの合計は、1億1,448万4,871円。これが本業によるキャッシュフローであります。次に投資活動によるキャッシュフロー。マイナスの1億2,774万2,749円。次に財務活動によるキャッシュフロー。8,880万7,000円。資金の期首残高、13億1,167万7,560円。資金の期末残高、12億961万2,682円であります。次に235ページをお願いいたします。こちらは予定貸借対照表であります。まず固定資産の合計金額、中ほどであります。合計が50億6,013万4,437円。また流動資産の合計は、12億4,961万6,030円。資産の合計があわせて、63億975万467円であります。

次に負債の部であります。固定負債の合計が5億9,976万2,246円。下ほどにあります流動負債の合計が1億1,913万2,457円。また繰延収益の合計が、29億543万9,934円。負債合計が36億2,433万4,637円となります。

次ページをお願いいたします。次に資本の部であります。資本金が11億1,393万7,596円あります。次に剰余金合計が15億7,147万8,234円。資本合計が、26億8,541万5,830円で、負債資本の合計が63億975万467円ということで、前ページにありました合計額とバランスしております。

次に事業につきましては、主要事業のほうで説明させていただきます。主要事業の1

2 ページをお願いいたします。まず上水道高感度濁度計の設置ということで、この事業は表流水を水源とする箇所でありますとか水質の変動を大きい箇所におきましては、高感度濁度計を設置し、水質の常時監視を行うことで、安全で安心な水道水の供給を図れるということで、この事業を行うこととします。まず表流水を水源とする施設をしましては、神岡町の上村・寺林。水質変動の大きい施設として、古川町数河の施設について今年度予算を計上しております。

次ページ、数河浄水場Web監視装置の整備。これにつきましては、季節や降雨状況によって水量の変動が大きい水源につきましては、監視や調整に多大な労力がかかっているという現状であります。このためWebの監視装置を導入し、リアルタイムで詳細なデータを把握しながら、最適な運転管理を行うということとあわせて、スマートフォン等の監視により、災害発生時に不測の事態に迅速な対応を図りたいということで、この事業を計上しております。この事業を行うところは古川町数河の施設であります。

次ページをお願いいたします。上水道施設の整備、改良・更新ということであります。飛騨市の水道事業アセットマネジメントの計画を平成30年度に策定いたしまして、その計画を前提としつつ、施設の劣化程度、財政の状況・利便性の向上などを考え、効率的計画的な資産管理に進めるため、今年度においては以下の事業を予算化しています。まず、取水量の安定化ということで定流量計の弁の取付工事。給水量の安定化ということで、杉崎諏訪地区の低区連絡管の布設工事。整備の機能回復ということで、滅菌設備更新・原水濁度計の更新。老朽管路の更新ということで、神岡町東雲地内の配水管の布設替え、また神岡大橋の添架詳細設計を予算計上しております。

次に上水道の石綿管の更新ということで、市内の水道施設におきまして、まだ一部石綿管が布設されているところがあります。この管につきましては、破損時に市民に生活に与える影響が大きい幹線の導水管を優先し、順次耐震性のある管に更新していつていくわけですが、今年度におきましては、神岡町東雲導水管の布設替えを約447メートル行いたいということであります。これにつきましては、令和3年度で完了のめどとしております。

最後の16ページをお願いいたします。これは上水道の布設替ということで、下水道事業のほうで説明いたしました、下水道関連の事業で行う神岡町寺林地内の配水管の布設替、また県道改良に伴う平岩地内の配水管の布設替。これにつきましては、設計業務を今年度行いたい。また市道改良工事に伴う朝浦地内の配水管の布設替工事を今年度計画しております。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

この上水道に高感度濁度計というのに、これは高精度という意味に捉えているのですが、結局いいものを入れて測っても、そのアクションが自動でできなかったら何も意味ないと思うんですけれども、こっちの数河のほうはリアルタイムでスマホとかでいろいろ

見えるようになったんですが、この12ページは神岡ですよ。これはこういったことにもなっているのか。今後やろうとしているのか。お伺いいたします。

□環境水道部長（大坪達也）

神岡につきましては、すでにWebで見る監視装置がついていますが、現場における濁度計を今回設置し、それとWeb監視を連動させるというかたちを考えております。

○委員（籠山恵美子）

資料説明の15ページに関連するんですけど、この石綿管の更新というか撤去というんですかね、古いものの。これは例えば古川町の場合ですと、下水道促進するときに同時に石綿管の撤去・更新をやりましたよね。今ここで出ているものは、やはりその下水道が未整備のところを同時にこの石綿管の更新とか撤去というか、石綿管は問題になっていきますよね。公害でね。そういうもののことなんですか。あるいは、下水道はもう入っているけれども、石綿管やっぱこれも別に撤去しなければならないんだという別事業なんですか。

□環境水道部長（大坪達也）

議員の発言のとおり、下水道と並行しているようなところは、下水道整備にあわせてほかの管に布設されておりますし、今例えば、ここで計上しています神岡町東雲につきましては、導水管といいまして、水をとるところから浄水施設までをつなぐところで、どちらかというと山の中でいうか、そういうところにありまして、下水道は影響しないところで単純に石綿管を更新するという事業であります。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、そういう直接人が居住するところでなくて、だから下水道も入っていないけれども、こういう石綿管更新というのは、全体にどのくらいの割合であるんですか。

□水道課長（舟本智樹）

今の石綿管のご質問でございますが、大体飛騨市にですね、1.5キロメートルほど石綿管が残っております。15ページの資料の中には447メートルというふうにあります。大体3年ほどの計画で今やっておりますが、600メートルほどそこで更新できます。残り1キロメートルほどになるんですけど、これはほとんどJRとかの鉄道敷の下とか、なかなか手をつけられないところが残るだけで、この事業が終われば、飛騨市でほとんど石綿管がなくなるという認識でいただいて結構かと思います。それはいろんな仕事をする中で、こういう民地に入っているもの、民間の土地に入っているものなんかもたまに出てきますので、その都度その都度なくしていきまして、ほぼほぼ石綿管については、この事業が終われば心配していただくなくてもいい状態になったようになったという認識をしていただいて結構です。

●委員長（前川文博）

ほかありませんか。

○委員（高原邦子）

14ページの杉崎諏訪低区連絡管敷設工事袈裟丸地内となっています。これは、給水料の安定化となっていますが、どのような問題が発生しているのですか。

□水道課長（舟本智樹）

古川町地内のことなんですけれども、一番大きな上水道地域が杉崎まできております。ずっと下流側といいますか。諏訪低区というのは、袈裟丸のほうなんですけれども、そちらのほうの水というのが、湧き水を使っております、なかなか湧き水とかで安定しないということで、古川のほうの上水道の方の水を旧でいいますと、簡易水道という地域なんですけれども、そちらほうに供給するための連絡管を整備するということで、諏訪地域・袈裟丸地域はそういう水の心配がなくなるという事業でございます。

○委員（高原邦子）

袈裟丸のほうは、上水道が入ってなくて、湧き水を利用して、その湧き水が少ないからそこに市は水を供給するというかたちなんですか。

□水道課長（舟本智樹）

ちょっと説明が悪くて申し訳ございませんでした。その袈裟丸地域も上水道の中で湧き水を使って、配水池とか配管とか整備されていて、いわゆる簡易水道っていう、昔で言う、それが整備されていた部分でございますので、その上水道全体でいうと、簡易水道も今、上水道でございますので、その中で誘導をする管ということです。

○委員（高原邦子）

そうすると、水の圧とかが、やはりなくなってきたりとか。そうですね。水量の関係で。それでそれを補うためにということですよね、これは。そういうふうに理解してよろしいですか。

□水道課長（舟本智樹）

議員おっしゃるとおりで、圧といいますか、量も含めてですけど、量が少ないところを融通するというようなことでございます。

○委員（高原邦子）

ここの神岡町東雲地内ですね、配水管の布設替工事、333メートルとか、あと神岡大橋の添架管をかけるという、これは設計だけなんですけれども、この神岡町東雲地内の管はいつごろ布設した管で老朽化が激しいのでしょうか。大体どのくらいが交換時期とどうか、改良時期なののでしょうか。

□水道課上水道係長（砂原忠久）

神岡町東雲地内の配管につきましては、昭和40年に配管布設されたものでございます。先ほどの導水管と同時期でございます。

○委員（籠山恵美子）

これまでの議会で話題になっているかもしれませんが、改めて市長を考えを伺いたいのなんですけれども、水道事業の民営化ですよね。全国的な問題になっている、話題になっている。一般質問の答弁だったか補正予算の説明だったか、ちょっとど忘れしましたけ

ど、いずれ飛騨市も人口減っているし水道料金の引き上げということも考えていかなきゃならないっていうのはありましたよね。そういうことから言うと、その水道事業の維持管理を民営化していくということを飛騨市としてはどういうふうに考えているのかというのを聞きしたいんですね。以前、飛騨市でもアジアのほうから水道の水利権を狙って入ってくるみたいなこともあって、それはストップさせたと思うんですね。抑止したと思うんですよ。そういうことなんかがもっとやりやすくなっているわけですよね。国が民営化進めているぐらいですから。そうすると、安全安心な水は飛騨市にどうやって担保されるんだろうと。まず市民にですよ。一番心配です。そのあたりの将来的な水道料金の引き上げと天秤にかけるのかどうか分かりませんが、どんなふうに水道事業というのを考えておられるのか。お聞きしたいと思います。

△市長（都竹淳也）

今のところ民営化は考えていなくてですね、市で直営で運営していくという方針でございます。これは民営化というのが各地で進んでいまして、高山市も一部そうなんです。私たちの飛騨市では、受ける事業体がですね、全体として受ける事業がないという事情もありますし、そういったこともありますので、市としてはずっと市で水道事業を維持していくというふうな方針です。

それから水道料金のことについては、一般質問でもちょっとお答えをしたんですが、企業会計、とくに上水道はですね、繰り入れがなかなか難しいということもありますので、水道料金の中でやっていかないといけないということがあって、10年間で20パーセント、2回ですね、値上げはやむなしということを3年前にすでにちょっと申し上げております。ただできるだけご負担をおかけすることなものですから、極力なんとか抑えていきたいという思いではいるのですけれども、どうしてもこうした更新費用・維持の費用が出てまいります。それをお願いしていかざるを得ない状況であるということで、すでに計画を出して、そのようなご理解をいただいていく流れでいるということでございます。いずれにいたしましても、水道事業の運営については、市の直営でやっていくという方針はこれからも変わりがないということでございます。

○委員（徳島純次）

ちょっと先ほどの濁度計の件でお聞きしますが、濁度計を入れてですね、濁度を監視しているというお話でしたけど、濁度計そのものの値によって何をコントロールしているんですか。

□環境水道部長（大坪達也）

施設によって位置づけが違いまして、神岡町のように表流水を水源とするところにおいての濁度計の役割というのは、表流水ですので、上水、ろ過します。ろ過後の濁度が基準を保てていれば、ろ過がしっかりとなされていたことを担保しますよという基準があるんです。それを確認するための濁度計。それが表流水のほうで、もう一つの数河につけますのは、先ほどの事業説明でありましたように気候変動によって安定しない部分をこの濁度計によって、常時監視し、今までは部分部分の数字だったのを時間経過によって濁

度が上がってきたとかそういう傾向がつかめると事前に対応ができるというような目的で設置するということで事業計画しております。

○委員（徳島純次）

神岡町の場合はろ過後の濁度を測るわけですから、濁度計によってフィードバックをかけて沈殿させるための添加物を入れるコントロールするということは考えられないんですか。

□環境水道部長（大坪達也）

ろ過後の濁度測定するのは、先ほど言いましたように具体的に言いますと、クリプトスポリジウム対策といいます。それがしっかりとろ過されているかの確認で、濁度監視をするもので、例えばそれを超えたらフィードバックするんじゃなくて、そこでもう給水をストップする。一時的に。そのような措置になるということです。

○委員（徳島純次）

沈殿池からとってきた水ですよ。その沈殿池に例えば何らかの薬品を投入することによって、沈殿等が進むというようなことはないんですか。

□環境水道部長（大坪達也）

沈殿等によってその問題となっている物質が除去されるということではなくて、通常砂ろ過なんですけども、緩速ろ過と言われるものなんですけど、緩速ろ過がそのクリプトには有効であって、そこで除去されるんだけど、それをしっかりと除去されているかを確認する担保のために濁度を監視するというものです。

●委員長（前川文博）

ほかよろしいですか。それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を午後１時５０分といたします。

（ 休憩 午後１時４３分 再開 午後１時５０分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第４３号 令和２年度飛騨市一般会計予算

【基盤整備部所管】

●委員長（前川文博）

それでは議案第43号、令和2年度飛騨市一般会計予算のうち、基盤整備部所管についてを議題とします。説明を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

それではよろしく申し上げます。基盤整備部所管の新年度予算主要事業の概要・事業別説明資料の基盤整備部を使って説明させていただきます。よろしく申し上げます。なお、継続事業につきましては、記載のとおりでありますので、特筆事項や補助説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

1 ページをお願いします。土地改良事業です。①の県営土地改良事業の中山間地域総合整備事業飛騨西部地区。こちらは古川・河合・宮川地域です。につきましては、令和2年度の完成を、北古城地区・神岡地域になりますが、令和5年度を目指して進めております。県営土地改良事業の玄の子地区、県営かんがい排水事業・三ヶ区用水は、令和2年度に新規着手をしていただくものです。高原用水につきましては、高山市地内の事業に対する受益分を負担するものを計上しております。

2 ページをお願いします。林道整備事業です。①の公共林道整備事業は、道整備交付金で5路線の開設、改良工事を実施し、農山漁村地域整備交付金で橋梁点検の診断を行います。

3 ページをお願いします。地域基盤振興費です。各地域からの修繕要望に対して各振興事務所で迅速かつ柔軟に実施するもので、基盤整備部では、古川町分を担当いたします。

4 ページをお願いします。道路関連交付金事業です。こちらでは、主要な市道の改良・老朽化対策・交通安全・防災対策などを社会資本整備総合交付金や道整備交付金を活用いたしまして整備を実施いたします。

5 ページをお願いします。橋梁関連の交付金事業です。こちらにつきましては、平成25年道路法の改正に伴いまして、施設のほうの定期点検と昨年までの結果をもとにですね、補修の設計及び工事の実施を行うものでございます。

6 ページ、お願いします。公共土木施設維持修繕事業です。公共施設等の適正管理推進事業債、こちらを活用しまして、舗装修繕・側溝改良を実施いたします。また急傾斜地の対策につきましては、県補助金を活用します。そのお金を活用しまして、急傾斜地対策工事を実施いたします。その他起債を活用いたしまして、交通安全・道路河川の改良などの工事も実施いたします。

続きまして8ページをお願いします。市道等の安定的な除雪でございます。こちらのほうの②消融雪施設に要する経費では、神岡町の船津地内にあります既設の井戸・消雪井戸の水量調査を実施いたします。前回の質問等にございました新たなこの井戸水量を確認して、消雪エリアを増やすことの検討を進めていきたいというふうに考えております。除雪機械の更新・購入をする項目の経費は宮川町・河合町に1台ずつ配置する除雪車の更新でございます。除雪機械及び除雪費の一部には、社会資本整備総合交付金の補助金を計上しております。

次ページ、9ページをお願いします。災害復旧事業です。こちらにつきましては、平成3

0年7月の豪雨の復旧費、これの令和2年度予算を計上するものでございます。災害につきましては、3カ年の事業ということで、最終年度となります。

10ページ、お願いします。飛騨市都市計画マスタープランの改定でございます。都市計画法に基づきまして、上位計画であります「飛騨市総合政策指針」、「岐阜県都市計画区域マスタープラン」、以上の計画を反映いたしまして、改定するものです。今回あわせて用途地域の見直しの検討も実施したいと思っております。

11ページお願いします。都市公園の長寿命化対策です。平成29年度策定の公園長寿命化計画に基づきまして、令和2年度につきましては、坂巻公園の遊具・施設等の更新を行います。

12ページお願いします。気多公園の再整備です。老朽した藤の管理を行います。こちらにつきましては、数年前から始めておりますが、引き続き行うもので、その他には東屋がこの公園内にありますが、これの補修を行いまして、公園敷地内にあります倒木の恐れのある樹木の伐採等を行う予定にしております。

続きまして13ページをお願いいたします。誰にでも優しい都市公園づくりということで、近年公園等公衆便所の洋式化等を行っておりますが、①公園施設のバリアフリー化では、坂巻公園の遊具のあるほうのトイレの建て替え。千代の松原公園の多目的トイレの増築を計画しております。②につきましては、既設トイレの環境改善で、杉崎公園の幼児用トイレ、こちらのほうを洋式化に改修いたします。①につきましては、社会資本整備総合交付金の補助金を計上しています。

17ページお願いいたします。住宅性能向上リフォーム支援です。こちらにつきましては拡充です。近年の自然災害によります長時間の停電が発生しております。これに対応するため、新たに発電機に停電対策等の支援を対象といたします。

19ページをお願いいたします。ひとり親家庭への住宅支援です。すでに民間賃貸住宅に居住している人をこのひとり親家庭を対象として追加いたします。今までは新規に入られる方だけを対象としておりましたが、既存に入ってみえる方も対象にしたいということです。ただし、こちらにつきましては、民間の家主の方がこれに対応していただけるという確約ができないとできないものですから、そちらのほうの啓発等も行いながら進めてまいりたいと考えております。このあと最低の自己負担額、こちらを3万5,000円で今まで行っておりましたが、2万円に引き下げます。ちょっとわかりにくいかなと思いますので、例えば現在家賃が4万5,000円の方は、自己負担額3万5,000円を差し引いて1万円の補助でした。今回の改正によりまして、2万円の最低自己負担額になりますので、あわせて上限も2万円ということになっております。ということで、4万5,000円から2万円を引いていただきまして、2万5,000円の自己負担ということになります。こちらの改正で、1万円余分に引くというかたちになると思います。また、一番単純なパターンでいきますと、4万円の家賃の方なら上限が2万円ですので、2万円の自己負担というかたちに改正するというものでございます。

最終ページ、20ページをお願いします。市道壺之町線無電柱化です。官民連携無電柱

化支援事業につきましては、令和2年度を完成予定として、本光寺横の部分になりますが、実施いたします。②の街なみ環境整備事業につきましては、令和5年度の完成を目標にして進めさせていただきます。こちらの①・②につきましては、社会資本整備総合交付金の補助を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

概要書の10ページですね、飛騨市都市計画マスタープランの改定についてですけども、要するに今度新規予算として、1,070万円計上されているわけですが、このマスタープランはですね、スケジュール的にはいつごろ改定版を発表されるのですか。

□都市整備課長（谷口正樹）

策定予定は、早期に発注はするのですが、4月に発注はするのですが、おそらく3月末までには、公表できるものと見込んでおります。

○委員（野村勝憲）

そうすると1年間で、ということですね。大体ね。そうしますと、これ、読み上げますと、「まちづくりの基本理念や都市計画の目標、全体構想、地域別構想の全般的な見直しを行います。」ということなんですけども、非常に幅広い分野でのプランづくりが必要となってくるわけですね。そうした場合、具体的にですね、これをですね、発表までに検討されるメンバー構成をちょっと教えていただけますか。

□基盤整備部長（青木孝則）

今回の都市計画につきましては、都市計画審議会のほうへは出させていただきます。それから基本的なものとしては、先ほども言いましたけれども、上位計画の飛騨市総合政策指針、岐阜県のほうで今年度つくっております都市計画はこういうかたちがいいですと方向性を導かれています。古川町・神岡町で既存の都市計画を持っていますので、これの方向性の中で変わった場所とか今後本当に変えたい場所ということになりますので、完全に新たなものをつくるというかたちではなく、改正するというかたち。合わない部分は直していくという方向ですので、よろしくお願いいたします。

○委員（野村勝憲）

既存のものがあるのを、そうしますと当然ですね、発表するまでにある程度の見識者も必要となってくると思いますけれども、マネージメントする人はどなたなんですか。このプランを策定するにあたってマネージメントする人というのは。

□基盤整備部長（青木孝則）

マネージメントするというかたちで今の都市計画のほうになるとちょっとあれですけども、基本的には市の上位計画の中身をよく読んで、これは基本的に全委託。コンサルに委託します。これは建設関係のこういう計画をつくることを得意な分野とするコンサルにつくっていただいて、その中に市の意見とか県のもともある計画、この中を読み込ん

だものをしっかりと反映させながらということです。マスタープランですので、細部ではなく、方向性を示すものになりますので、よろしくお願いします。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、4月から先ほどの説明では発注するような話なので、もうすでにプロポーザル先というか委託先は決まっているのですね。

□基盤整備部長（青木孝則）

プロポーザルではなくて、都市計画等ですので、今までももう何十年もやってきていることですが、建設コンサルのほうがそういうことを得意分野にやっているコンサルに発注するということで、指名もしくは一般競争になろうかと思います。

○委員（籠山恵美子）

事業説明の19ページの「ひとり親家庭への住宅支援」なんですけれども、先ほどその民間の賃貸住宅の業者さんですか、それとの関係のことを説明されましたけれども、この制度を進めようとする、そういう民間の「～コーポ」とか「～マンション」とかというオーナー、経営者と飛騨市はどういう契約を結ぶのですか。

□基盤整備部長（青木孝則）

家主さんというか、その管理会社の方と契約をいたしまして、家賃をですね、個人に支払うのではなくて、大家さんのほうへそのぶん市が払いますので、その差額を個人のほうに請求していただくということで、その大家さんのほうの了解がないとそれができないと。限られている個人の方にお金をお渡ししてしまうと、お金が横へ流れてしまう可能性もあるので、差し引いたぶんをやっていただくということで、民間の方にもお手伝いを願うということで、登録制度になっています。

○委員（籠山恵美子）

これまでにひとり親家庭の方で、どうしても家賃が高くて高山へ移ってしまった方、あるいは、高山に今いて、実家のある飛騨市へ戻ってきたいけれども家賃が高くて戻れないでいる方、これまで幾つかそういう相談を受けてきました。これでだいぶひとり親家庭でもね、安心して飛騨市に来ていただけるようになるということでは、とてもいい制度だと思うんですけれども、例えば、結局今、どうでしょうね、4万幾らという衛生的なアパートってそんなにありますか、だいたい6、7万円のコーポ、アパートが圧倒的なような気がするんですね、民間の賃貸住宅といいますと。だから探すとなると、空き家。個別に空き家を持っている方のところに訪ねて行って聞いてみる。何度か私も一緒にやったことがあるんですよ。だけどそこには結構荷物が入っていて、簡単にはなかなか貸してくれなかったりするんですよ。そういう空き家対策として空き家を例えば安価に3万円から3万5,000円で貸してくだされば、それがもう対象になるのか。あくまでもそれは管理会社が入っている賃貸住宅でないとこの制度は利用できないのか。どうなのでしょう。

□基盤整備部長（青木孝則）

今回の制度につきましては、集合住宅、アパート形態になっているものだけとなってお

ります。もともと公営住宅が基本的にはお金が困窮している方、住居に困窮するというところで、公営住宅のほうに入っていただけならば、2万幾らとか3万円とかで入れるというのが1つあります。これのアンケートの中で、今の児童の福祉の関係で、ひとり親で困窮している方のアンケート結果の中でも公営住宅に入れなかったよということで、この制度を始めようということで、検討のほうへ上がっています。

今まで、民間住宅との関係が実際にはまだゼロ件です。なぜかという、もう1つつくっております、下の②のほうにあります「特定公共賃貸住宅家賃低減事業」という事業を行っています。これは本当はですね、給料が高くても公営住宅に入れるということで、お金は持っているけれども困窮しているという、お金がなくてというのではなくて。そういうかたちの中で入れるというものをもっているのですが、こちらのほうの空き部屋がですね、結構出てきているという状況が当時ありましたので、これを公営住宅の計算根拠で安い家賃でお貸ししますというかたちに切り替えてきたものがあります。大半がここ2年ほどやってきているのですけれども、大半がこの特定住宅のほうへ入れている。ちょっと1カ月待ちとか、ないときがあるものですから、次の月にはほとんどこの特定住宅の低減化ということで、公営住宅並みの家賃で入っていただけているのが実情です。ですので、今回既存に入っている集合住宅の方だけをもう少し救済できないかというふうで今回始めるのが今回の措置でございます。

○委員（籠山恵美子）

この制度はその方のお母さんが18歳になるまで、この家賃の補助はつくのですか。上の子と下の子と。どこが基準になるのですか。

□都市整備課長（谷口正樹）

①の対象のところにも書いてありますように、高校生以下ということで、想定しています。

○委員（籠山恵美子）

例えば保育園児を抱えているお母さんがこれを利用して入ろうと思ったときにその子どもさんが18歳になるまで、家賃補助はして下さるのですか。

□都市整備課長（谷口正樹）

そのとおりでございます。

●委員長（前川文博）

ほか、質疑はありませんか。

○委員（谷口敬信）

9ページ、災害復旧のところなんです、一般財源が4分の1ぐらい使われているのですが、①、②の事業のほうに使われるのでしょうか。

□建設課長（横山裕和）

議員おっしゃられるように、①、②は単独事業ですので、全て一般財源でございます。その他③、④につきましても、一部一般財源がございますので、それを足したものが一般財源ということでございます。

○委員（住田清美）

都市公園のことでお尋ねしたいと思います。今、新型コロナの関係で子どもたちが家にももっていて、ようやく「公園は出てもいいよ」というような許可があったものですから許可が出たすぐの土日、杉崎の都市公園、わくわく行きましたところ、本当に小さい子どもから小学校の高学年の子たちまで待ちわびていたように遊んでいました。トイレも開放されてありました。水も出るようになっていました。ありがとうございましたんですが、遊具の中に点検が十分でなかったのか、使えない、使用禁止という黄色の立ち入り禁止のようなテープは貼られた遊具が幾つかあったり、ターザンロードみたいなどころの下は水たまりで水がたくさん溜まっていたりした箇所がありました。こちらは、早急に改善していただけたでしょうか。それともまたこれから点検をして改修していただけますでしょうか。

□都市整備課長（谷口正樹）

立ち入り禁止箇所につきましては、点検の結果しばらくちょっと使えないということでございまして、今後の長寿化事業、簡単に直るものでしたら修繕するのですが、そうでないものにつきましては、計画的に修繕してまいります。

水たまりにつきましては、雨の日に行っていないものですから確認不足ですので、早急に対応したいと思います。

○委員（住田清美）

その長寿化計画の中で期待はしますが、本当にあそこはこれからとくに夏場とかになると人工芝のグラウンドにサッカーの試合とかが来て、それについてくる子どもさんたちが公園を使う頻度が結構多いものですから、とくに今使用禁止の遊具が本当に公園のど真ん中のあたりに位置していましたので、本当に危険ならもっとしっかりと立ち入り禁止をしていただいて、対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

□都市整備課長（谷口正樹）

杉崎公園の遊具の改修につきましては、実は大きな計画がございまして、令和3年度に大規模改修の予定がございまして、詳細につきましては、まだ煮詰まってはいませんけれども、各エリアを幼児・児童・もうすこし上の高学年の方、そういったかたちで今、計画をしているところがございますので、どうしてもすぐに使いたいものであれば、修繕で直すのですけれども、今できるものはちょっと見当たらないということで。実は先日も一般の市民の方から「この遊具、壊れているのではないか」ということでお話がありましたので、すぐ確認しまして、早速職員で手当てをしてきましたので、よろしくお願いします。

○委員（住田清美）

では安全のためにしっかり確保していただいたということで、よろしいですね。

□都市整備課長（谷口正樹）

はい、そのとおりでございます。

○委員（井端浩二）

ちょっと確認させていただきたいのですが、道路交付金事業の4ページですが、2番目

の道路改良事業で、市道高野スキー場線とありますが、これは千本桜へ行くほうの道ということでしょうか。

□建設課長（横山裕和）

市道高野スキー場線は、高野地内の中心部をはしっております旧スキー場まで行く路線の一部を改修予定でございます。

○委員（井端浩二）

一部といいますと、道路の拡張ではなくて、舗装を改良する工事ですか。

□建設課長（横山裕和）

市道高野スキー場線につきましては、起点の国道41号線から高野公民館までが改良済みでございます。それから奥がまだ未改良ですので、そこから約500メートル程度を拡幅ということで、手前と同じ幅員で改良する予定でございます。

○委員（井端浩二）

昨日の農林部の部分でも質問したのですが、千本桜に行くまでにせまいところがあるんです。そのへんについての道路の拡張ということを書いていたので、そういった意味でせまいところを広くするという改良ということでもいいんですね。

□建設課長（横山裕和）

幅員のせまいところを拡幅するのですが、奥のほうにですね、住宅が近接してまして、住宅を移転しないと拡幅ができない区間がございます。地元の区のほうからもそちらまでの改良の要望はちょっとございません。当面できるところの地元要望のあるところを優先的に改良していきたいと考えています。

○委員（水上雅廣）

私もこまかいところをいろいろお聞きしたいのですが、今回はやめておきます。工事の関係で今フレックス工期と聞いているのですが、その導入に向けての準備みたいなことをお考えでしたらお聞かせください。

□建設課長（横山裕和）

フレックス工期につきましては、昨年度より岐阜県のほうで、行っておりまして、昨年度からの働き方改革の中で、工事の時期的な平準化を求められてまして、市町村につきましても検討をするように要請がされています。現在、令和2年度に向けてフレックス工期の導入ができないか、今検討をしまして、準備を進めているところでございます。

○委員（水上雅廣）

週休2日なのか、4週8休なのか、それに準ずるかたちなのか、会社によってそれぞれだとは思いますが、とられるようなことも伺っているので、何とか工期の関係で平準化されて、それぞれの請者が工事が均一にいく感じをお願いをしたい。これは、お願いをします。それともう1つ、週休2日の関係で工事の費用の関係で、プラスアルファがあるようなことも伺っていますが、そういったことは、市のほうでは、聞いていますか。

□建設課長（横山裕和）

岐阜県がおこなっている週休2日工事のモデル工事のことかと思いますが、現在岐阜県では、モデル工事ということで、週休2日の工程で工事を行う現場につきましては、経費を加算して変更対応するなどして、経費を加算するという制度を設けておられます。飛騨市につきましても、そのような制度が導入できるか、現在内部では、検討をしまして、今後導入できるかどうか詰めていきたいと考えています。

○委員（水上雅廣）

先ほどのことと含めて、働き方改革。それから新しい方にも入っていただきたい新規雇用の関係も含めてですね、そういう環境についても整えておいたほうがいいと思いますので、これについては導入の可能性をきちっと探っていただきたいと思いますが、もう1回、答弁いただけますか。

□基盤整備部長（青木孝則）

まさにちょうど今、この案件について調整をとっているところで、建設業界は担い手不足とかいろいろありますので、国の方針からも出てきているとおり、業者の方に迷惑をかけないようなかたちで、金銭面的にも契約のほうの積算に入れながら進めていきたいという方針でいますので、お願いします。

○委員（谷口敬信）

8ページなんですけれども、③の除雪機の購入になると思うのですが、耐用年数は大体入れ替えの時期を何年ぐらいで考えてみえますか。概ね飛騨市で所有している大型の除雪機は何台ぐらいでしょうか。

□建設課長（横山裕和）

重機自体の法定の耐用年数は、7年とか8年でございますけれども、現実にはもっと長く使えますので、現在飛騨市の除雪機の更新計画では、最低でも16年は使いたいと。16年を経過したものから様子を見ながら順次更新をしていきたいということで、計画しています。

□建設課管理係長（川崎忠相）

市所有の除雪機械台数でございますが、古川9台、河合2台、宮川で6台、神岡で10台でございます。合計で27台でございます。

○委員（谷口敬信）

耐用年数は、7～8年ということでしたけれども、16年ぐらい使われてみえるということで、安心したというのは、申しわけないですけれども、結構短いのかなと思いました。27台あるということは、大体13年ぐらいで。更新は、やはり毎年あるということですよ。

□基盤整備部長（青木孝則）

更新については、更新計画をもって1台もしくは2台。それから平準化をかけていますので、ちょっと早め、ちょっと時間がかかっているということを大体均一にしたい。ただし、いっぱい使っている機械については、老朽化しますので、点検の結果をもとにとか、前年度の除雪の稼働の関係をみながら更新のほうをする等の対応をとっています。

○委員（谷口敬信）

今日でなくても結構なんですけれども、維持管理費を教えていただけるとありがたいと思います。

●委員長（前川文博）

答弁できますか。車検整備等の維持管理費ですが、時間かかりそうですね。では、あとで答えてください。

○委員（高原邦子）

13ページの公園のトイレの話なんですけど、本当にありがたいなとは思いますが、この新規、また継続がありますけれども、あとどのくらいで、この都市公園のトイレ、要望がきていて、できていないところとかかわれば。あと優先順位とか、今回こちらを選んだ理由とか、そのへんはどういうところから選ばれたのか、教えてください。

□都市整備課長（谷口正樹）

耐用年数等を考慮しまして、こちらにつきましても更新を平準化できますように今後、6年くらいをめどに計画中でございます。

○委員（高原邦子）

あと6年やるということですが、あと何カ所ぐらい市内でこういったトイレの改修ですね、なくてはいけないところはあるんですか。

□都市整備課長（谷口正樹）

今のところ11カ所を予定しています。

○委員（高原邦子）

あと残りは11カ所ととらえてよろしいわけですね。そうすると、これ、6年ですから2カ所ずつくらいを毎年やっていくということですか。前倒しでやっていくというわけにはいかないんですかね。国庫補助金の関係はどのような理由とかがあって、これ以上だめとかそのへんのところではいかがでしょうか。教えてください。

□都市整備課都市整備係長（吉澤智之）

まず国庫補助金なのですが、今回都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を国庫補助金としていただけるのですが、これはこの事業自体は、今のところ令和5年で終わる見込みでいます。そのうちバリアフリー化に関しましては、令和2年で終わるというような計画でいますが、ただこれが継続する可能性もあるかなということは、県のほうでも話しています。

公園のトイレの改修もそうなんですけど、ほかの公共施設のトイレの改修もございまして、そちらとあわせて計画のほうをつくっていますので、年間2カ所、修繕に関しては、その計画にあわせてやっていきたいと思っています。

□財政課長（洞口廣之）

補足をさせていただきます。トイレはですね、都市公園だけではなくて、街区の公園のトイレとかいろんな場所に市内にはたくさんございます。本年度予算編成の過程の中で、やはりこういったトイレについては、優先順位を定めてですね、利用者、例えば高齢者が

使いやすいですとか、乳幼児が使われる場所とかと選定をいたしまして、今の総合政策指針の期間内に整備すべき施設といたしまして、洋式化の未整備39施設、一部整備施設について、最重要課題といたしましては、高齢者の利用状況を最重視いたしまして、計画的な整備を進めるということで、トイレ整備計画というのを策定をさせていただきました。この中では、これはいろんなケースがございますから何カ所という、年に何カ所という考え方ではなくて、いろんな国庫事業ですとか、ほかの特定財源を導入したあとの市の真水の一般財源の持ち出しを1,000万円ということで、固定をいたしまして、この範囲の中で、その毎年の予算編成の中で優先順位の高いものを整備していくという方針を策定させていただいているところです。

○委員（高原邦子）

トイレのことで、今ここは基盤整備部ですから、都市公園のトイレを聞いたのですが、今の洞口財政課長の話によると、トイレ問題は飛騨市全体で考えていくということですよ。そうしますと、明日教育委員会のところでは体育館等のトイレ問題があるのですが、お聞きしたいのは、優先順位とか、そこなんです。私は、昨日トイレ問題のことで、一般の人から資料をいただいてきていまして、優先順位のつけ方ですよ。何が基準か。それをぜひですね、明らかにしていただきたいと思うんですよ。都市公園、2カ所とかそういうことではなく、1,000万円という真水でしばっているわけですよ。でも、この場合過疎債とかも使ったりとか、あと令和5年までの国庫補助金とか令和2年で終わるバリアフリー化整備とか、いろいろそういった条件付きの国庫補助金もあるわけですよ。その1,000万円にこだわらずにですね、財政のほう、もうすこし柔軟な対応でいかにして真水を少なくし、なおかつ市民の要望に應えていけるかということが、私は、飛騨市のやることではないかと思うのですよ。財政調整基金を貯め込むだけが飛騨市の役目ではないのですよ。今困っている。その優先順位のつけ方をまた明日でも結構ですから、本当にちゃんとした基準があって、それを各課がですよ、クリアして出してきて、そして「おたくは優先順位低いですよ」と言われているのかどうかということ。そうしないと、公平公正は担保できませんよ。いかがですか、そのへんは。

△市長（都竹淳也）

トイレの問題は、非常に重視してかなりの議論をやっているんで、一回全部お見せしたいところなんですけど、全部で188ありまして、かなり政策協議のときに時間をかけました。それで、優先順位をポイント化しまして、例えば、足腰の弱い高齢者の利用が見込まれているところは2ポイント、和式に不慣れな子どもの利用があるところは1ポイント、観光客のようなおもてなしの必要があるところは、1ポイント、避難所指定が1ポイントとかですね、そのほかそもそも一定以上の利用者があるかどうかと5要素6点満点で客観評価を行って、それで優先順位をつけて、やっているんですね。

今の真水の話なんですけれど、これは真水ですから。ですからほかのものが加われば当然事業費は大きくなるわけです。ですので、真水で止めるということは、ほかの過疎債が使えたり、ほかの有利な補助があると事業の規模は拡大していくわけですから、そうする

とそのぶんほかの下から順位が繰り上がってくるということですからね。そういう考え方で財政運営をやっているんだということですね。どこかで、総事業費でとめるのではなくて、真水でとめるというのは、有利なものが使えば使えるほど、下から順位が上がっていくわけですから、それはいいよという考え方ですね。当然、こういうものでもすね、マンパワーとのバランスがあります。とにかくやればいいというものでもなくて、設計する人もいれば、発注する人もいて、入札の事務をやる人もいるわけです。それはごく限られた人がほかの仕事も一緒にやりながらやっているわけですから、お金だけの問題ではないんですね。そういったことも考えあわせてやっていかねればいけないということの中でこういう方針を一応決めてやっている、ということなんです。ですので、いずれかの機会で説明をする機会を設けられればと思っていますが、非常にトイレの問題というのは重視していますので、そういう中でやっている。ただ、どうしてもですね、点数付けしたときに低いもので、「何で自分のところはこんなに低いんだ」ということがありますけれど、どこかで線を引かなければいけないですから、これはもう市として決めてやっていくということで考えているところでございます。

●委員長（前川文博）

ほかにごいませんか。

先ほどの答弁ですね。どうぞ。

□建設課長（横山裕和）

先ほど谷口議員からお尋ねのありました市有の除雪機の年間の維持管理費でございますが、約1,400万円でございます。おもに車検に伴う修繕費とかタイヤチェーンの更新とかそういうものが主なものでございます。

○委員（谷口敬信）

ありがとうございました。

○委員（水上雅廣）

くどいように残土処分の話なのですが、幸いなことに基盤整備部には、青木部長が土木のプロですし、横山課長は、農林の経験もあって豊富な知識があるとそう思っています。それで、聞くのですが、農林部にも何回もお話はしたのですが、なかなか要領を得ないというか、私の言い方も悪いので、たぶんだめなのでしょうけれど、その残土処分にあわせてかたちでの圃場整備のような残土処分場の形態での事業はできないかということをこないだもお聞きしたので、そういうことについてのまず、窓口というのは、どこになりますか。基盤整備部なんだろうかね。農林部なんだろうかね。どちらなのでしょう。

□基盤整備部長（青木孝則）

具体的な形態とどれぐらいの面積かということが出できますので、一度基盤整備部にご相談いただいて、場所とか数字的なものを見ないとその残土処分場で本当にできるのかどうかということと、今はとにかくほしいというのが事実でありますので、そこはがんばってでもやらないといけない場所だと言えるような場所なのかどうなのか。一度その場所をお知らせいただけると、いろいろどこが窓口になって、どう進めるということが可

能と思いますので、お願いします。

○委員（水上雅廣）

とりあえず基盤整備部のほうへご相談にあがればということで、承知をさせていただきますので、お願いをいたします。

○委員（籠山恵美子）

説明資料の15ページぐらいの市営住宅の話かなと思うのですが、前に市長が民間の賃貸住宅を借り上げてというようなPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）というのですか、そういうものの住宅のお話をされたような気がしますけれども、実際問題、この飛騨市の要するに若い人たちの定住に大事なものは住宅政策でして、その皆がご長男ばかりではないわけですから、そういう若い人たちがよそから移住してくる人も含めて、その人たちの住宅政策をどうするかといったときに、空き家対策もあるかもしれません。でも、なかなか空き家対策が進まない感じがしまして、市のほうで、その市営住宅、あるいはそのPFI法を利用した公営住宅をどのぐらいの年数で計画していくのかということがなかなか見えにくいんですね。こないだ宙ドームに行きまして、あそこのカミオカンデのいろんな説明をしてくださった東大の方が、奇しくも住宅の話をしていたら、「飛騨市にも安価な住宅があったら僕たちもっと飛騨市内で、神岡町でも住みたいんですけどね」とおっしゃった若い方がみえました。わりと大沢野に移って行ってしまうんですよね。だからそういう方々も含めて、もっと神岡町に定住できるような住宅政策はないものかと思うのですが。民間でやっている住宅は高いですよ。7万円から8万円すると思うんですよ。そういうことを思うと、飛騨市として全体的にさっきはひとり親家庭のための施策が出されましたけれども、全体的に最低賃金も低いし、若い人たちが結婚して住んでいくというときにこの地方のわりには家賃が高くてですね、結局高山のほうが衛生的にそうはよくないけれど、家賃が安いといって移ってしまう方もみえるわけですから、県営住宅とかいろいろありますよね。だからそのあたりで飛騨市は住宅政策がもっと拡充されると若い人を呼び込むにもいいのではないかと思うのですが、そのあたりの構想というのはどのようなものでしょうか。

△市長（都竹淳也）

おっしゃるとおり、実は非常に悩ましくて、ずっと悩み続けながらきているのですが、アパートが足りないというのは事実だと思うのです。やはりこれは古川町もそうですが、神岡町がとくにアパートが足りないという問題があって、「アパートがほしい」という声をずいぶん聞きます。空き家に住むというのは、実はこれは難易度が高い話で、空き家を借りて住むというのは、これ現実問題としてよくよく考えるとかなりむずかしいんですね。直してもらったらどちらが負担するんだとか。それを家賃に反映させるのかとか。そもそも家財道具が残っていて使えないとかいっぱいあって難しい。そうすると、アパートを建てるという必要があるのですが、ただどのへんの需要が見込めるかというところが民間の会社でもですね、実は図りかねている状況だというふうに私は認識しています。市もですね、市が賃貸アパートをつくったらという考えもないわけではないのですが、市の

役割としてはやはりセーフティーネットかなというふうに位置づけておりまして、その点からすると市営住宅は今のところ、まだあるだろうと。先ほどの特定公共賃貸住宅の話がありましたけれども、ここも空いているので、今そうしたかたちでひとり親家庭の支援というかたちで使っているということを考えると、セーフティーネット部分として市の果たせる役割のところは、これで何とか果たせている。そうすると、民間をどう誘導するかというのは、次の設問になってくると思うのです。そこが民間の誘導策としてどういうものがあり得るのかというところが実は私自身もですね、まだこの1期、4年間の中で解が出せていないところであるというふうに思っております、一般の住宅については、開発費用で下水道とか水道の部分の費用を市が負担するとかいうかたちで、市が団地開発をするのではなくて、まとめて住宅を開発する、建売の住宅を開発するところの基礎部分の支援ということを今年度予算から始めていて、1つの誘導策であるのですが、ちょっとまだアパートについての十分な考えにいたっていないということがあります。ただ、全く動きがないのかというところでもなくてですね、たまたまなんですが、昨日、「株式会社飛驒の森でクマは踊る」の株主総会があって、あそこの社員の方で4人ほどやはりアパートに住みたいという方がいるのですが、アパートがないという問題があって、何とか飛驒市の木とか広葉樹を使ったもののプロジェクトと組み合わせできないだろうかというような相談を受けて話をしていたのですが、それをすぐに事業化する、具体化するという話ではないのですが、ただ問題意識としてはそういうところにヒントがあるかもしれないということを思っていて、ここは何とか需要をどう見極めるかということを含め合わせながらですね、何とか取り組まなければいけないと思っているテーマだということで、ちょっと明快なお答えにはなっていないのですが、ただ問題意識としては持っているということで、ご理解賜ればと思います。

●委員長（前川文博）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

では質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時43分 再開 午後2時50分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第43号 令和2年度飛騨市一般会計予算

【市民福祉部所管】

●委員長（前川文博）

議案第43号、令和2年度飛騨市一般会計予算のうち市民福祉部の所管についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

市民福祉部所管の事業について説明いたします。令和2年度予算主要事業の概要の市民福祉部版で説明いたしますので、よろしくお願いします。1ページをお開きください。まめとく減塩キャンペーンの推進です。住田議員の一般質問のほうでもお答えをいたしました。

令和2年度から「始めよう！まめとくする減塩生活」を合言葉に減塩に関する全市的なキャンペーンを実施いたします。まずは、市民への啓発の部分では、市民向けの減塩フォーラムや減塩食品の試食会を開催いたします。5月10日に河合町でフォーラムを開催したい。神岡町のほうでは、病院祭にあわせて開催ができればいいかなということで、病院と準備を進めていきたいというふうに考えております。

そして、茂住青邨さんのロゴによる啓発グッズも作製して配布をしていくというような啓発を行います。あと減塩に取り組む市民の応援の部分では、管理栄養士の簡単な講義を受けた方を「まめとく減塩がんばりす」として認定し、チャレンジ宣言をしていただくと。家族ぐるみで減塩醤油を3カ月間使用していただく「まめとく減塩ファミリーモニター」を募集して血圧測定データの提供などをいただいて今後の政策に生かしていくということを予定しております。

そして、減塩推進店舗の拡大では、減塩コーナーを設置するまめとく減塩協力店に対し、3万円の助成金を交付して、ならびに協力店マップを作製して、減塩商品の普及を図っていききたいというふうに思っております。

3ページをお願いいたします。歯周病検診の受診の促進の取り組みになります。大人が歯を失う原因は、虫歯よりも歯周病が多く、歯を失うことで、咀嚼機能が低下し、フレイルを引き起こしやすくなります。歯周病菌は心内膜炎や誤嚥性肺炎などの原因になることや動脈硬化を促進させると言われております。

現在40歳から70歳の10歳間隔の年齢で、歯周病検診を実施していましたが、令和2年度からは40歳から70歳の5歳間隔の年齢に拡大をします。また、歯周病検診の受診医療機関も高山市の歯科医院も対象にするということで、利便性の向上を図ります。

4ページお願いします。産前産後ママサロンの運営です。令和元年度よりハートピア古川内に産前産後ママサロン「にこにこルームまるん」を開設しました。神岡地区においても助産師による相談事業を実施するということが予定をしております。神岡の名称が「おでかけまるん」ということで、神岡子育て支援センター内に月2回開設をするという予定です。古川では、現在のとおりハートピア古川内に週2回で開設をする予定です。

5 ページをお願いします。赤ちゃん防災の推進です。妊娠中や産後の女性・乳幼児は災害時には特別な支援が必要とされる「災害時要配慮者」ということになります。

お母さんが正しい防災知識を身につけていただくということが非常に大切になるというふうに考えています。防災士資格を持つ助産師さんを赤ちゃん防災士と認定して講演会や研修会を開催してまいります。あわせて市独自で赤ちゃん防災パンフレットを作成して、1 歳児までの親子全世帯に配布いたします。そして助産師会と連携しまして、災害時の妊産婦・乳幼児支援に関する連携協定を締結してまいりたいと考えています。

6 ページをお願いします。高校生世代の医療費の助成です。子育て世代の経済的負担となる医療費の助成を高校生世代となる18歳まで拡充し、さらなる子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。助成範囲は保険診療にかかる自己負担分で償還払いで行いたいというふうに考えています。令和2年4月1日以降の受診から対象になるということです。

7 ページをお願いいたします。任意予防接種の助成の拡大です。現在市のほうで任意予防接種の補助対象として、ロタウイルスワクチンに対して助成を行っていますが、令和2年10月からこれが定期接種となります。対象となる令和2年8月生まれのお子さんからは無料で受けられるようになりますが、同年代に費用負担に差が出ることから、令和2年4月1日から令和2年7月31日生まれのお子さんに対しても、市独自で、定期接種と同等の助成を行うというものです。あわせてインフルエンザの予防接種の対象の拡大を行うということで、今まで中学3年生まででしたが、高校3年生世代まで拡大してまいります。

8 ページは国保事業になりますので、国保のときに説明いたします。

9 ページは後期高齢者医療の関係ですので、後期高齢者医療特別会計のときに説明いたします。

10 ページをお願いいたします。保健と介護の一体的な口腔ケアの推進ですが、高齢者は口腔機能全般が低下しますと、免疫力の低下や摂食障害・誤嚥性肺炎の危険があります。フレイル予防や健康維持に口腔ケアの重要性が叫ばれております。市内の高齢者全般に口腔ケアに対する興味関心を喚起し、ハイリスク者への個別のアプローチとして、口腔ケアにかかる課題や視点をもってケアプランを作成していただく支援を行ってまいります。まず1点目ですが、通いの場で口腔ケアの実施をするということで、サロンとか通いの場を今、各地区で行っておりますが、その中に歯科衛生士が出向いて、口腔ケアの相談を行ってまいります。そして2点目のほうになりますが、口腔ケアのケアマネジメントを推進するため、ケアプランの中に口腔ケアを位置づけていただいた居宅介護支援事業者に対しプラン1件に対し、500円の支援を行うという事業を予定しております。

12 ページをお願いいたします。ひとり親家庭等の応援講座の開催ですが、平成30年度からひとり親家庭に対してパソコン教室を開催してまいりました。ですが、なかなか曜日とか時間が合わず、受講しにくいということでしたので、令和2年度は、市で開催するのではなくて、個人のニーズに合わせて自分に合ったプランで受講ができるよう、

民間の講習会の参加に対して、助成を行うというふうに改めるようにいたします。そして、あわせて親子料理教室については、引き続き開催するというものです。

13ページお願いいたします。全天候型の子どもの遊び場の開設です。飛騨市では1年を通して子どもが安心して遊ぶことができる場所が少ないということで、ハートピア2階の多目的ホールを開放するということをやりたいと思っております。第2・第4土曜日につきましては、ほかの事業で使われるので、基本的には第1・第3土曜日、奇数の土曜日と祝日に開放するということです。午前9時30分から午後3時30分までの間、小学校6年生までの子どもさんとその保護者に対して開放していくということです。各地区につきましては、また適切な場所を探して、全天候型の遊び場を検討してまいりたいというふうに思います。

14ページお願いします。第2期生涯安心計画・生涯安心子ども計画の策定です。平成29年度に第1期生涯安心計画・生涯安心こども計画を策定しました。これを正式な言葉で言いますと、第6期障がい者福祉計画と第2期障がい児福祉計画を策定するというのが今回の事業の中身になります。もうすぐ国のほうで、それぞれの計画の基本指針が示されますが、今回議案第14号で「飛騨市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例」を提出させていただいておりますが、それらの部分を含め、障がい者の状況や地域特性を把握して、地域に合った飛騨市にあった障がい者施策を立案していきたいというふうに思っております。今回は、策定委員会の中に外部の委員をアドバイザーとして参画していただくことを予定しております。具体的には、今飛騨市もアドバイザーとしてお願いしております、大垣市のいかわクリニックの井川先生など、候補者を今から決めていきたいというふうに思っております。

15ページお願いいたします。発達支援における専門多職種の関与と連携の強化という事業ですが、令和元年度からNPO法人「はびりす」と委託契約し、スキルの高い作業療法士を市直営の放課後デイサービスやデイサービス「きゃっち」で派遣していただくことができました。日々の相談や療育などの支援でも非常に良い効果が生まれております。

令和元年度は、週3日、1人体制でありましたが、令和2年度は週4日、1人から2人体制に拡充を予定しております。それにあわせて市内の各種支援関係者とか支援機関や本人にまで対象を広げて、療法士だけでなく心理職までも派遣をしていただいて、専門的なアプローチを充実させたいというふうに思っております。

そして16ページですが、飛騨市基幹相談支援センターの開設準備です。平成19年ころに障害者自立支援法という法律ができて、知的障がい・精神障がい・身体障がいのそれぞれの障がいの相談窓口を充実するというので、知的障がいについては、慈光会が開設します「ぷりずむ」、精神障がいについては、生仁会が開設する「やまびこ」、そして身体障がいについては、吉城福祉会に委託しています「生活支援センター」が相談窓口ということで相談を行っていただいております。令和元年度に市の発達支援センターに作業療法士や公認心理士を配置して専門相談を実施いたしました。その件数がすごく増えて、例えば心理士のほうでは、心理検査が136件、相談は23件、作業療法士相

談では57件というような専門的な相談が増えてきております。そうやってまいりますと、まずそれぞれ今まで委託しておりました相談機関とあと新たな専門職の情報とかを一元管理するような仕組みが必要になってきております。

そして市役所の中では、ライフステージによって担当部署が異なるという問題もありまして、どこかでまとめてコントロールしていただくようなポジションがいるなということで、基幹相談支援センターを令和3年度につくりたいということで予定をしております。これは飛騨市の直営で、開設するということで向かっておりますが、発達支援センターの中にその機能を持たせたいということで考えております。

17ページお願いいたします。障がい児者支援事業所の参入促進ですが、平成30年度からこの事業を行っておりますが、今回新たに車の補助の関係ですが、送迎車だけであったのを、訪問車両も補助対象とするということで、対象を広げるということで予定をしております。

そして18ページですが、遠隔手話通訳体制の整備ですけれども、ハートピア古川に手話通訳者を1名の常勤で勤務していただいております。手話通訳資格を持つ方で派遣に登録した方、7名いらっしゃるわけなんですけど、その8人体制であの手話通訳の依頼に応えております。

しかし、あの例えば平成30年度ですと、1年間に123回の派遣依頼があったのですが、その半数くらいが設置通訳者、常勤の通訳者さんに対応しているというような状況があります。飛騨市もなかなかの広範ですので、通訳者さんの移動だけで、往復1時間以上かかるようなこともあります。そういうことから、各振興事務所の窓口にはパソコン上のカメラ機能を使用した設置通訳、Webカメラでの手話通訳ができるシステムを導入するというものの設置を予定しております。

19ページお願いします。障がい者の日常生活用具給付等の支援です。重度障がい者に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便性を向上を図るという事業がありますが、新たに対象とする品目が人工内耳用対外部装置ということで、人工内耳のマイクを頭のへんにつけたりするようなセットになるのですが、そういうものの給付を新たに加えると。そしてあと、基準額を引き上げたり、あと対象者を拡大したりというようなことで利用者の利便性の向上に図ってまいりたいというふうに思っております。

20ページをお願いします。結婚婚活の応援ですけれども、現在は社会福祉協議会主体の市内における支援と飛騨地域の3市1村が連携して、結婚支援の民間事業者への委託での取り組みを行っております。それに加えて、令和2年度は新規という①となりますが、市内の社会福祉法人などと連携して、全国結婚ネットワーク事業者さんと取り組みを行うということです。全国的な結婚ネットワークの会社のほうでは、登録が4万人くらいいらっしゃるということで、その中には医療とか介護の職業を持つ方もかなりいらっしゃるということです。ですので、社会福祉法人のほうでは、介護とか医療職の方とかが人手不足という状況ですので、それらの方をマッチングして、就職につなげたいというような婚活イベントを計画したいというふうに思っております。

21 ページをお願いします。社会的孤立の方の経済的社会的な自立支援ということですが、仕事を失敗したりして働けないとか、無収入になったとか、地域から孤立している、精神疾患などによって生きづらさを抱えているというような方が増加傾向にあります。それらの方の支援をいろんな機関でやっているわけなんです、それぞれで支援をやるだけでなく情報の共有を図って、スキルを向上させるようなネットワークを立ち上げたいということを予定しております。

23 ページをお願いいたします。割石温泉を活用した共生型の福祉拠点整備の検討ですが、老人福祉センター割石温泉は老人福祉法に基づき昭和54年に設置されました。現在かなり老朽化が進んでいるんですけども、温泉を核としながらも、他の機能を拡充して、子どもからお年寄りまでの多世代が交流できる共生型の福祉拠点にできないかというような検討したいということで考えております。

24 ページをお願いします。高齢者のお出かけ安心支援事業ですが、この事業は大きく2つあります。1つは高齢ドライバーによるアクセルとブレーキの踏み違い事故というのがたびたび報道されております。そしてまた高齢者の免許の返納というのも結構社会的な問題になっております。今回市のほうでは、自動車急発進等抑制装置の補助を行うということで予定をしております。

1つは、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置。あと安全運転サポートカーということで、それを備えた車を購入されるときに補助ということです。補助額については、機種とか車種によって変わりますが、国とかの補助とあわせても利用できるというような制度で考えております。そしてもう1つは、お年を召されると、耳の聞こえが悪くなるというようなことで、人の集まっていच्छやるところへ出にくくなるようなことがあります。また、歩いていच्छやるときに車に気づきにくいというようなことで、危険性が高まるというような課題もあります。障害者手帳の支給基準までには至らないレベルの方の補聴器購入に対して助成を行うということを今回新たな制度として設けたいというふうに思っております。一応、対象としては40デシベルから70デシベルの範囲の難聴者の方ということで予定をしております。

25 ページをお願いします。商店等による買い物の送迎支援ですけども、買い物に行くことが困難な高齢者の支援について、民間事業者による移動販売が普及して概ね市内エリアがカバーされましたが、移動販売でカバーできない商品も多々あります。

そのようなことで、お店のほうで買い物に来るお客さんの送迎をしていただくという取り組みをされたところに対して、運行にかかるガソリン代とかあとPRの費用とかそのような市の経費の一部を補助するということをやりたいというふうに思っております。あと温泉施設とか飲食施設の送迎サービスでその送迎の途中で買い物によっていただくような取り組みをしていただきましたら、その運行経費の一部を補助するというような企業もとりはじめて、幅広く買い物がしやすい環境を整えたいというふうに考えております。

26 ページをお願いします。通院の移動手段を確保するタクシー助成ですけども、古川循

環乗合タクシーが令和元年度に利用目的を通院に限定して、タクシー代の一部を支援する制度を試験的に実施をしました。この制度がすごく好評で、利用者が増加しましたので、令和2年度から本格導入をするというものになります。対象医療機関において400円の助成券を交付し、交付を受けた日に限り医療機関からタクシーを乗車する際に400円の割引が受けられるというものになります。対象者は満40歳以上の手帳所持者・介護認定者ということで、いきいき券の交付対象者と同じ対象者ということで予定をしています。こちらはちょっと古川に限定ということになりますが、そのような事業を行いたいと思います。

27ページですが 医療介護福祉人材の確保対策になります。平成28年度から介護人材の確保について幅広く力を入れて取り組んでまいりました。また平成30年度からは医療福祉へも幅を広げ、外国人の参入や市外からの人材流入に力を入れてまいりました。この中の新規と拡充について説明いたします。

28ページの②の(3)と(4)が新規になります。この部分につきましては、36ページをごらんください。外国人介護人材の受入支援ということで、市と介護人材育成連携協定を結んでいるサンビレッジ国際医療福祉専門学校では令和2年度から留学により外国人を受け入れることとなりました。この専門学校で資格を取得しましたら、市内の介護施設で勤めていただけるというような流れができてまいりました。その留学生に対して支援という部分になります。まず、サンビレッジ医療国際福祉専門学校に留学して介護福祉士資格を取得した後、介護の在留資格で市の介護事業所に就職をした場合は、家賃の2分の1を最長2年間補助するというものです。

そして、もうひとつは、その外国人に日本語学習を実施する場合の費用の一部を補助するというので、授業料とかテキストとか交通費とかそれらの必要経費の4分の3を補助するというものになります。現在のこの制度の中では、たんぽぽ苑さんのほうに約2名の方が内定を受けているということでもあります。

そして30ページをお願いいたします。5の医療・介護人材育成支援の④新規市内就職を目指す介護福祉士養成校学生への家賃補助ということで、35ページをごらんください。飛騨市には介護福祉士の資格が取得できる学校がないということで、多くの方が都会のほうへ出られて、学校へ入られております。就学期間中にアパート代も家賃の一部を補助して、飛騨市に帰って来ていただくというような取り組みを行うというものになります。就学期間のアパート代の一部を補助するというので、月額3万円を上限、家賃の2分の1を補助するというものです。そして、卒業されてから2年以内に市内の医療機関・介護機関で、介護福祉士として就業される方に対して補助をするということになります。

ちょっと戻りますが、32ページをお開きください。7の重要課題に対する特別対策になります。介護施設夜勤者処遇改善臨時交付金ですが、今年度まではこの夜勤をされる方に対して1回、700円という定額の補助を行っていましたが、昨年の10月に介護職の特定処遇改善加算がかなり大きくなされて、運用を変更するものです。1名、1夜勤あたり、処遇改善加算Ⅰによる改善者について100円、加算Ⅱによる改善者について

は200円、加算なしの方については500円の単価で計算した年額を事業者さんのほうに支援するものと合わせて、今まで特別養護老人ホームだけであったものに対してグループホームと小規模多機能型居宅介護の事業者も対象に含めるというものになります。

33ページの②ケアマネジャー確保対策事業ですが、こちらにつきましては、34ページのほうをごらんください。ケアマネジャーの確保対策ということで、地域包括支援センターのほうでは、介護予防サービスの利用者が非常に増加して、現状の人数ではなかなか対応できないくらいのケアプランの作成を行う必要があります。そのため、ケアマネの確保にかかりたいというための事業になります。①になりますが、ケアマネの常勤換算数に6件を乗じた件数を超える件数について、プラン単価をちょっと上げるということです。高額な単価を設定することで、より多くのプランを外部事業者に作成していただきたいというものになります。訪問をしてプランをつくったり、モニタリングをしていたくかたちになるわけなんです、移動対策助成金という制度がありますが、それに居宅介護支援事業者も対象にしていくというものになります。

そして②のところになりますが、ケアマネを増員しますと、ケアプラン作成システムの導入経費とかがかかることも想定されるので、それらの経費についても助成をするということで予定しております。

あと新規収入をするケアマネさんへの就職奨励金などについても助成をするという予定です。そして、ケアマネさんの資格については、維持をしていくためには、何年かに1回継続研修を受けなければなりませんので、それらに研修に要する費用についても助成の対象にするというものになります。

37ページお願いします。JA岐阜厚生連看護専門学校の支援ということで、高山市にありますJA岐阜厚生連看護専門学校は、平成5年に開校し、これまでに742名の看護師を輩出しております。

施設や設備の老朽化が著しいということで、実習機器や施設設備の更新を飛騨地域に2市1村で連携して支援をするというものです。今回は研修に必要な医療機器や空調などの費用を補助するというものであります。

そして38ページですが、訪問診療体制の整備支援ということで、今、地域包括ケアシステムの整備を行っておりますが、医師の訪問診療・訪問看護が在宅の生活支援で非常に重要な役割を担っております。その訪問診療体制を円滑に推進できるように訪問車両に対する助成を行うということです。在宅療養体制整備推進事業補助金というものを新たににつくるということで予定しております。

39ページお願いいたします。リハビリ専門職による住宅改修支援の推進ですけども住宅改修は、介護保険のほうの制度で助成対象というふうになっておりますが、住宅改修を行うには、理学療法士とか作業療法士さんなどが専門的な見地からどの位置に手すりをつけるとか、どんなものがあるよというようなアドバイスが非常に重要になります。ケアマネジャーなどの依頼で、理学療法士とか作業療法士が自宅を訪問して自宅介護の助言や書類作成を行った場合には、1件につき3,000円を所属する事業者さんにお支

払いをするという制度を新たに設けたいということで考えております。

40ページ、41ページにつきましては、特別会計の事業になりますので、一般会計予算説明については、以上になります。

●委員長（前川文博）

長時間の説明おつかれさまでした。以上で、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

短めに質問します。24ページですけども、高齢者のお出かけ安心支援事業ということですけど、私ですね、そのうちの1なんですけども、自動車急発進等抑制装置についてですね。去年の9月議会だったですかね。一般質問していると思いますわ。何とか予算化できないかということで予算化していただいているので、正直ほっとしているわけですけども。ちょっと確認いたしますけど、まずですね、1つなんですけども、現在150万円予算化されたんですけども、人数はどれぐらいなんですか。

□市民福祉部長（柚原誠）

抑制装置の後付のほうでは25件。あと新規で自動車を買われるほうでは、10件というふうで、予算設定をしておりますが、結構問い合わせが多いので、また状況に応じて、補正をお願いしてなければいけないかなというのを思っております。

○委員（野村勝憲）

ぜひですね、その都度その都度チェックしていただいて、補正を組んでいただくなり、対応していただきたいと思います。

それともう1点ですね、ここで対象者というところですね、市内業者により購入取付けされた満65歳以上と年齢は、満65歳で当然だと思いますけれども。問題はですね、取付けが市内業者ということを書いてありますけれども、これは例えば、高山市のディーラーさんから購入するという場合は、どうなんでしょうかね。それは、認めないということでしょうか。

□市民福祉部長（柚原誠）

この制度のほうでは市内事業者さんということで予定をしております。補聴器の購入についても、市内業者さんということで、要項のほうを制定しております。

○委員（野村勝憲）

今回はいたしかたないと思いますけども、私はやはりこれだけの人口減少の中でですね、この地域をどうやってですね、守っていくかということがとくに経済面で何回か言っていると思いますけども、高山との連携というのは必要になってくるんですね。それで高山市は今回ですね、この高齢者のですね、対象にした自動車急発進等の予算かは、実際やっているかどうかちょっとチェックしていませんけれども、もしですね、高山市はやっていて、高山市民の方が古川の親戚である車屋さんからディーラーさんから購入されているというケースが出てくる可能性があると思いますので、そのへんちょっと調査していただいたりしてですね、やはり矛盾点が起きないようにお願いしたいと思いますが、いか

がでしょうか。

□市民福祉部長（柚原誠）

どういうところで購入されているかという実態の把握も進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員（野村勝憲）

当然ですね、現在64歳の方は、来年度になれば、65歳になられるわけですが、この事業は一応基本的には継続事業として考えてよろしいでしょうか。

□市民福祉部長（柚原誠）

継続事業として取り組むということで想定をしております。

○委員（籠山恵美子）

24ページの補聴器の購入費の補助金ですけど、高齢化率が40パーセントである飛騨市ですから、このあの補助制度が周知徹底されればかなりの方がずいぶん救済できると思うんですね。まず周知徹底をちゃんとやっていただきたいし、こういう障害者支援法の対象外の難聴の高齢者に対する補助制度ということですから、新しい試みでこれ国でも補助してくださるんではしたかね。先進的にやられているところなどは、その実施要項などもきちんとしておりまして、医師の診断書とかそれからすでに持っている方の修理調整、それに対する補助なんかもつけているようです。金額は新規購入するよりも低いですが、そのあたりもし詳しい要綱ができているのであれば説明願います。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

補聴器の購入、国のほうでは、中等度難聴の方への補助というのはありませんが、各自治体の取り組みでやっている先進的なところは結構複数ございます。そういったところの中で、籠山委員のおっしゃったように医師の診断書ということもあるのですが、私どものほうでは、あまりかたくしますと、市内の高齢者の皆さんなかなかこういうのはとっつきにくいという印象を持たれると思いますので、大体補聴器を売っている業者さんが古川と神岡にあるんですけども、そういったところで検査もできますし、医療機関にいかなくても、補聴器をそういったところで、難聴の度合いをみていただいて適切なものを購入するというかたちはもうできているようですので、そこらへんの販売証明書なんかをつけていただくことで、補助ができるというようなふうにしていこうと思っていますし、金額的なことにつきましては割とそういった先進的な自治体の例を見させていただく中で、一応それよりもちょっと多いくらいのイメージのところ、補助金額を設定しましたので、ただちょっとものによって、やっぱり20万円くらいするとか割と幅があるようですので、ちょっと高いものを買われる方には少し支援額が少ないように映るかもしれませんが、一般的なものであれば十分良い支援になるんじゃないかなというふうに思っていますので、周知のほうも当然していきたいと思っていますが、ちょっとまずあのいろいろうちの見守り支援員なんかもいろんなところへ回っていますけれども、やっぱり耳の聞こえが悪い方っていうのは当然会話をして分かりますので、そういったところへの直接的にもアプローチしていければなということも考えております。

○委員（籠山恵美子）

緩やかにね、なるべく多くの方に利用していただくということはとても大事なので、よろしいと思います。実際にはその見守りの方なり、福祉関係の方が訪問するときにやはり必ずそういう案内できるチラシをいつも携帯しているとかね、そういうことも大事だと思いますし、これから気候変動でどういう災害が起きるかもしれない状況なので、同報無線が聞こえないってことはもう決定的に高齢者にとってはね不利ですので、そういう意味では、40デシベル以上の方が、この補助制度の対象になるということはね、とても良いことなので、ぜひ周知徹底とお金のかかることですが、将来の身の安全のためにもね、おおいにそういう対象者をフォローしていただきたいなと思います。意見になってしまいますね。いかがでしょうか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

籠山委員、おっしゃるとおりでございまして、周知徹底とまたそういった直接暮らしにくいという状況が実際にあると思いますので、チラシをまいても高齢者の皆さんはそれを見て理解ということがしづらい傾向にもありますので、民生委員さんとか見守り支援員、そういったできるだけ接触の中でPRできるようなかたちをしっかりとっていききたいなというふうに思っています。

○委員（野村勝憲）

今の補聴器の関連でですね、先ほど部長の説明でですね、市内業者から購入とこれもですね、そういうお話でしたけれども、実はですね、「田んぼの湯」というお風呂屋さんがありますよね。そこへ富山から出張販売に来られているんですよ。2カ月に1回ぐらいね。私、「田んぼの湯」を利用するもので、知っているんですけども。高山へも出張販売されるようですが、例えばそういうところで出張販売で補聴器を買った場合はどうなるんですかね。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

検討の中でそういった事業者さんがいらっしゃるということも把握をいたしました。それで検討をしたのですが、市内の事業者さんのほうで一応店まで来ないとできないということはないという、そういう対応ができますということをお伺いしましたので、まずはやはり市の税金使うということもありますので、まずは市内の事業者さんから。ただやはり高齢者の皆さんのことですので、市内の数店舗に行くだけでは、非常に不便だという声が上がってくるようであれば、そこは柔軟に検討していきたいと思っています。

○委員（住田清美）

13ページになります。全天候型の子どもの遊び場の開設ということで、とりあえず古川のハートピア古川を解放していただいて、土曜日や祝日に開放してくださるのはありがたいんですが、今までも多分職員さんのシフトによって土曜日開設していただいたこともあったのですが、今回この管理をシルバー人材センターへ委託されますが、これはどういった経緯があって委託になったのでしょうか。

□子育て応援課長（小林観善）

今回の全天候型で市が委託した理由ということでございますが、今までハートピアには日直がおります。それについても1名のものがあることになるのですが、1名では対応しきれない。現場の多目的広場というところで小学校6年生までのお子さんがおみえになるということで、かなり活発な動きもされるということで、使い方によってはけがをするというようなこともあり得ますので、監視人をおくということにいたしまして、そのためにシルバーを委託したというものでございます。

○委員（住田清美）

この土曜日とか祝日の開放については、職員さんもいてシルバーさんもいるということですか。それとも全面的にシルバーさんに託されるということですか。

□子育て応援課長（小林観善）

今解放する目的広場につきましては、シルバーの方におまかせをいたしますが、何がございましたら、連絡が取れる体制はとっております。

○委員（住田清美）

今課長もおっしゃいましたが、今度6年生まで開放するという事でかなり乳幼児から6年生まで幅広い世代の子どもたちがとくに雨の降った日とか、冬の間というのは、集中するんじゃないかと思えますし、割と土曜日とかは、お父さんが連れてみえることもあって、結構今までも結構にぎわっていたところに、今度正式に6年生まで解放するという事で、今おっしゃった事故が、もしあった場合には、保険対応的なところはどのように想定されていますか。

□子育て応援課長（小林観善）

一応そういった利用者保険は加入いたします。予算化もさせていただいておりまして、早速4月から適用できるように現在加入手続き最中でございます。

○委員（籠山恵美子）

今の住田委員の関連なんですけどね、例えば高山ですと児童館っていうものがあるって子どもの遊び場となっていますが、必ず指導員さんがいて、何かのときがやっぱりいろんなことをサポートしてくれたり、遊び方を教えてくれたりということの配慮もあるんですけれども、そういう児童館のイメージでいきますと、シルバーさんの管理だけというのは、やっぱり私もちょっと不安なような気がするんですけれども、そういうことはこれから考えていかれるっていうことはないんですかね。

□子育て応援課長（小林観善）

高山市の例をいただきましたが、児童館のように指導員がついて活動するものも現在子育て支援センターですとか乳幼児学級で土曜日、第2・第4土曜日になどは活動を行っております。今度の全天候型の目的といたしましては、遊ぶ場所がほしいと、自由に遊ぶ場所が欲しいということで、外で言えば公園と同じような感覚での解放ということでございますので、あまりその規制とか指導というものを考えておりません。

○委員（小笠原美保子）

20ページの結婚と婚活の応援のところを教えていただきたいのですが、結婚さ

れた例とか毎年どのぐらいでいらっしゃるんですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

社会福祉協議会のほうで行っているような支援とリチェネットというところに委託しているものがあるんですけども、社会福祉協議会のほうに委託している出会いサポートセンターのほうで、今年度は12月末現在ですけども、2名の成婚ということで、今の段階では報告を受けています。

○委員（小笠原美保子）

そういう方たちはみんなやっぱり飛騨市で住んでいらっしゃる方ですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今までの飛騨市の結婚事業ですと出会いの幅がこの飛騨管内だけになりますし、社会福祉協議会さんがやっているものと市内だけの出会いの場になりますし、リチェネットさんは3市1村の広域の中での出会いの場の確保ということで、基本的には管内で出会っている方が多い。

イベントとして岐阜のほうからお越しいただいてやっているようなイベントもあるにはあるんですけども。基本的には、飛騨管内での結婚と捉えていただければと思います。

○委員（小笠原美保子）

例えば成功しても飛騨市に必ずしも住むということは限らないということですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

そうです。特段制約というのはないものですから、リチェネットへの委託料も3市1村でお金を出しあっていますので、それぞれやはり飛騨管内に定着していただければという趣旨でございます。

○委員（井端浩二）

6ページの新規で行う高校生世代の医療費助成について大変良いことだと思いますし、もう少し早めにやっていただければなと思いました。支払方法なんですが、領収書などによりあとから市のほうへ自分で請求するというふうに書いてありますが、これは必ず自分で請求をするということなのか。親が代理でやってもだめですか。そのへんを確認させてください。

□市民保健課長（三井大輔）

そういった場合は、身分証明を見させていただいたりとか、便宜・工夫して対応したいと思いますので、よろしくお願いします。必ずしも高校生本人ということではないということでございます。

○委員（井端浩二）

身分証、学生証を見せれば、親でもいいということですよ。引きこもり等があったりして、18歳までやと思うのですが、そういった方についても対象ということですよ。

□市民保健課長（三井大輔）

全ての方が対象ということで検討しています。

○委員（葛谷寛徳）

28 ページですが、外国人介護人材受入促進事業ということで、2 名入られて、様子をみてやっていかれるのですが、不足してこう受け入れていくのか、今後の見通しをちょっと教えていただきたいと思います。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

まず技能実習生制度というもので、たんぽぽ苑さんのほうからベトナム人 3 名、E P A という経済連携協定の制度なんですけど、こちらのほうでインドネシアから 2 名、それから今説明も部長からあったんですが、サンビレッジ国際医療福祉専門学校の留学生の卒業後の確約というかたちでネパール人が 2 名というところで、今全部たんぽぽ苑さんの方に合計 7 名の方が入るといような約束が取り付けられております。

それで 1 名の技能実習生ベトナムの技能実習生がですね、昨日たんぽぽ苑のほうによりやくまいりまして、この後 6 月になりますと、また追って 2 名がやってくると。E P A は制約が昨年の 10 月くらいだったんですけど、1 年くらい日本語の勉強をしてから施設のほうへ来るということで、ことしの 12 月ごろですね、たんぽぽ苑にインドネシア人がまた 2 名くると。サンビレッジ国際医療福祉専門学校のほうは、留学生です。2 年間介護士の養成ということで勉強してからきますので、2 年後にやってくるといことになっております。技能実習制度のほうは、管理団体さんを通じて現地へ面接に行くとわりと簡単にアクセスして確保ができるというような状況がございますし、E P A のほうはなかなかマッチングまで全国の中での競争というようなこともございましてなかなか勝ち得るのが大変なんですけど、たんぽぽ苑さんも 3 年がかりでようやく成約にきたといこととございまして。それで私たちが今とくに注目しておりますのは、そのサンビレッジ国際医療福祉専門学校の留学生です。これはですね、日本語学校にいる方をサンビレッジ国際医療福祉専門学校の留学生としてとるわけですね。それで 2 年間介護福祉士という専門国家資格を勉強させるわけでございます。そうしますとですね、介護の技術と日本語が十分に卓越した状態で施設に来ると。施設側のほうで教えたりする手間というのは、かなり省けると。しかもあの介護福祉士の国家資格がとれますと、介護という在留資格は、永久ビザでございまして、更新なくしていられると。家族の滞在ビザもオッケーといことになってまいりますので、今このサンビレッジ国際医療福祉専門学校さんのパターンですね、これでうまくいけばここに注力していくと。これであればほかの法人さんも手が出しやすくなるんじゃないかといことと、今はそちらのほうをとくに注目しているところとございまして。

○委員（葛谷寛徳）

それらの方々ですけれども、住宅の確保とかそういうのはうまくいっているんですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今ですね、空き家をたんぽぽ苑さんのほうで、不動産賃貸業者さんにリフォームをしていただいて、それを借り上げるというような方式で、シェアハウスのようなかたちで、今ベトナムの方 3 名は、1 軒の空き家をリフォームして、そこで社宅として住んでいただく

というような方式をとろうとされております。先ほどの私どもの政策の中で、介護職員のアパートの賃貸住宅化の支援事業というのがございまして、それで市のほうもアパート代の支援をしているということでございまして、そういったことで、今とにかくたんぽぽ苑さんがうまくこれを何とかいいかたちにさせていただくと今後のモデルとしてかなり先に明るく見えてくるものですから、私たちも今このスタート段階をですね、事業者さんとともに何とかいいかたちにしたいという思いで、来年度もここに対しては真剣に注力していきたいと思っております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今の質問に関連してなんですが、あの先日の一般質問では、2025年までには、22人ほど介護職員がほしいと。それで今、7名というふうに言われましたけど、実際この7名のうちで介護資格を持ってみえる方は何人みえるんですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

外国人の方は、資格というのはまだ持っていないわけですね。サンビレッジ国際医療福祉専門学校の留学生の方は、卒業しますと国家試験を受けて介護福祉士がとれば介護福祉士としてきますけれども、ほかの方というのは、資格は持っていない。ただEPAというインドネシアから来る人ですね、そういう方々は現地で看護師とかある程度の医療職としての経験がないと応募できないということがございまして、その方々は、現地での看護師資格とかを持っているというような状態になろうかと思うんですが、その他の方については、そういうことで、技能実習生はとくに何も資格はなしでやってくるということになります。

○委員（上ヶ吹豊孝）

ということは7人の方は、日本での介護資格は一人も持ってみえないということですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今言いました技能実習生3名は、当然持ってないです。EPAという制度は、介護福祉士の候補生として日本を受け入れて経済連携協定でそういった技術移転をしようという制度ですので、今日本でたんぽぽ苑さんが介護の技術を教えていくと。それで介護福祉士の国家資格を4年のうちにとっていただけるように勉強のほうも教えていくというのがEPAの制度になっております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

結局今日本人でも試験は7割ぐらいあって、外国人の方はやっぱりどうしてもその漢字・日本語のハードルが高くて、合格率が下がっているんですね。それで4年目で初めて実習を3年やって4年目で初めて試験を受けて、それで今の日本の制度ですと、4年目で受けて受からなかったらもう本国へ帰るということを理解しておりますが、聞くと7人全部、たんぽぽ苑に就職されるような感じなんですが、ひょっとしたら介護試験を受からなかったら一人も残らないということですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今、国のほうもですね、かなり介護の在留資格のところは緩和をしております、特定技能という在留資格が新たに設けられたんですね。それで日本である程度の介護技術と日本語の能力があると特定技能というビザで、その後またいられると。とくにあのEPAの介護士候補生は、4年経って、もし介護福祉士の国家資格がとれなくても、特定技能1号というほうへ移行しまして、あと5年いられるわけですね。その間にまた介護福祉士の試験にチャレンジいただけるというふうになっていますし、留学生のほうもサンビレッジ国際医療福祉専門学校で仮に介護福祉士の国家資格に落ちたとしましても、特定技能の在留資格の移行ができて、そうしますと中間管理団体のようなところをかまわずにその子とたんぽぽ苑さんと直接契約ができて、さらに5年いられると。というのがございますので、国のほうもかなりそこへんは現実的につながるように制度緩和をされておりますので、その流れに乗ってどれだけでも長期にわたって定着いただけるようにしたいなというふうに思っております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

それで結局今7人の方は、1人ではできないので、結局たんぽぽ苑の方が誰か教える格好になると思うんです。そうするとその介護の仕事しながら、また1人なり2人を面倒を見るということは、逆にでは、たんぽぽ苑の方のその労働条件が悪化し、それを私を心配しているんですけども、そのへんはどうなんでしょう。

□地域包括ケア課（都竹信也）

私ども助成制度の中にそういったやっぱり1人専属でやはりたんぽぽ苑さんでもつけられる予定です。ただパートであった60歳以上の方で、その方をお願いをしてフルタイムにして、今つけるということを想定されているのですけれども、私たちもその中で、そういう方への支援ですね。今制度に盛り込んでいますのは、例えば腰を痛めてしまって介護職としてのスキルとか技術はあるんだけど、現場で働けない方、こういった方が例えばそのチューター、教える役として入っていただく。そのときの賃金を市のほうで補助しましょうというような制度を盛り込んでおります。今回は、たまたまパートの方をそういうかたちでとりあえずやっていくということであったんですが、これから人数が増えてまいりますと、もう少しそういう方もいるので、できればそこは、たんぽぽ苑さんにもいろいろちょっと話はさせていただいているんですけども、できればそういう方をみつけて、そういう方に本来であれば介護業務はできないんですけども、教えるというかたちで現場復帰していただくというかたちでそこは市が支援しますのでということで何とかその体制がつくれなかなということは思っております、またその可能性に向けて法人さんとも十分相談をしていきたいなというふうに思っています。

○委員（上ヶ吹豊孝）

最後にします。結局今は7名の方は、今後まだ二十数名いるということで、徐々に一番頼りは外国人だと思うんですが、結局就職されても飛騨市に残っていただけるという保証は何もないんですよ。結局きたけどやっぱりあの合わないということはあると思うので、やっぱりそういったことで、何か飛騨市は働きやすくいいという差別化をしない

と結局他に流れていくということはあると思うので、そういった対策は何か引き止める対策っていうのは検討されているのですか。

□地域包括ケア課（都竹信也）

今回の外国から来ていただくにあたっての中で意外にも飛騨市がいいという声がありました。なぜかと言いますと、勉強ができる環境にあたりとかネパールの子たちはサンビレッジ国際医療福祉専門学校さんの場合は、大垣の社会福祉法人新生会の就職を約束するというパターンが用意されていたわけなんですけれども、なぜ神岡のたんぽぽ苑を選んだかということ、自分の住んでいた現地に似てると。故郷に似ているんだっていうこととおっしゃるわけですね。本当に意外なところでして、それでこれからそういうところも、まだ技能実習制度ですと、本当に簡単に確保がしやすい状況もございますし、実際白川村でもこの後2人ずつ、毎年増やしていくということで、今2名すでに来てらっしゃるんですけど、白川村の特養さんでも、あと2年後には6名になるというふうで、どんどん増やしていく道というのはあるんですが、やはり今は受け入れたり、議員おっしゃるとおり、何とか定着していただけるような魅力あるかたちとか。逆にそういう私たちが気づかないような実は飛騨市が良かったんだということを見ながら、そこを掘り下げていくような、そんなことも考えていければと思っております。

○委員（住田清美）

34ページ、ケアマネさんの確保対策についてお願いいたします。今も介護人材の不足の問題それから医療福祉人材の不足は顕著で、ここにも書いてありますけれど、ケアマネさんもその中で不足をしているということで、やっぱりこれから高齢化が進んで私たちも介護サービスを受けたくてもケアマネさんのプランがないとそちらのほうに移行できないということで重要なポジションだと思います。今回その環境整備とか新規増員とかメニューは書いてありますけど、ぶっちゃけ包括支援センターとか民間のケアマネさんもあの合わせて何人くらい増員になれば、ちょっとスムーズに進んでいくかなという人数的なものがありましたらお願いします。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今現在ですね、ケアマネさんですが、実は介護のほうですね、要介護と要支援とあるわけなんですけど、実は要介護認定者のプラン数というのは、実はここ3年くらい横ばいなんですね。ただ要支援、こちらの方が今、市としてもリハビリの推進ということもあって、株式会社ひまわりさんにリハビリデイサービスひまわりというのを開設されています。そこは非常にまた市民の皆さん人気なわけなんですけども、そこは軽い方が使えますので、要支援の方がどんどん増えているという状況があります。それで実は、民間の事業者さんとしては、今の現状のくらいで大丈夫というところはあるんですが、ただちょっと60代中盤から後半のいわゆる1期生と言われるケアマネさん方が複数いらっしゃいまして、この方たちがやっぱりそろそろ現役としては難しいというふうになってきています。それが抜けると、やはりその部分がすごく足りないというのがあって、それで私たちのほうが今度300件ほど増えたプランで、実は包括支援センターがパンク状態という。そ

れを何とか民間に出したいのですけども、民間のほうが要支援のプランは安すぎて儲からないので受けれないということになるんですね。それで今、委託料を上げてということなんですが、そういう中で僕たちも何とかこうまず私たちの支援のプランを受けていただいて回っていきながらその60代ケアマネさん方が退いた後もその補てんになる若いケアマネさんがきてということで考えていきますと、大体、今現状の人数にあと2人、民間のケアマネ事業所さんで何とか確保してくだされば、本当は3人いれば一番いいんですけど、なかなか確保が難しい現状がございますので、2人いれば何とか少しは楽になるかなという思いであります。できるだけちょっとまずこの政策の中でも、②の施策なんかはどっちかという、ちょっと期間限定的な思いもありまして、ある程度その一定数が充足されれば、その段階でこの支援はやめていこうかなというふうにも思っています。

○委員（住田清美）

わかりました。なかなかその新規の合格率も低いので、すぐというわけにはいかないケアマネさんだと思うんですけど、私は今60代の方々が第1期っておっしゃったので、例えば保育士さんも資格を持ってないと保育ができないようで。そうすると保育士さんだと資格を持った潜在保育士さんを登録して、ちょこちょこ使っていくような制度があるので、このケアマネさんもそういう登録のようなかたち、人材バンクのような登録をしていただいて、あとあと使っていくような、そういうことはもう進めていらっしゃるのでしょうか。今後やられるような思いはありますでしょうか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

おっしゃるとおりでして、やはり人を探そうと思ったときに掘り起こしという観点というのは、当然出てまいります。それで私どもも実はケアマネ資格は持ってるんですけども、更新期間が切れてしまっている方、それで例えば今一定時期介護施設に勤めている介護職さん・看護師さんというのは、わりとケアマネの資格をとられておられてですね。ただとっているだけで、ずっと介護職をやっている看護職として働いていたと。ただある程度歳がきて、そろそろ現場を退こうといったときにせつかくケアマネの資格を持っていらっしゃるので、それはでも復活させるには、再研修というのを受けないといけませんですね。これは、結構数カ月かけてとらないといけなくなものになるのですけれども、そこへの支援策も今回盛り込んでいます。それで、ピンポイントにも何とか再研修を受けてどこかの事業所に入っていていただいて、それで、数件でもいいので、私どもの地域包括支援センターのプランを委託で受けてもらえないかということでそのようなお願いをしているケアマネさんも現実いらっしゃいます。

○委員（籠山恵美子）

説明資料の15ページ・16ページぐらいになると思いますけど、発達支援の実際にこうやって新しい基幹相談支援センターの開設を目指して準備するということなので、やはり飛騨市のその実態もいろいろな問題があるんだろうと思います。大事なセンターになるかなと思いますけど、実際には飛騨市内全体の実態っていうのを私たちよくわか

らないんですよ、発達障がい例えば子どもたちというのは、飛騨市全体の子どもたちのどのぐらいの割合いるのか。その中で起きている虐待とかネグレクトとかそういうような問題はどれぐらいの件数があるのか。それにどのぐらいのスタッフで対応しようとしているのかというまず飛騨市の現状というか実態をわかりやすく教えていただけるとありがたいですけど。

□発達支援センター長（中切智子）

発達障がいのお子さんというのは統計的に大体7パーセントぐらいだというふうに言われておりますけれども、飛騨市の中で7パーセントくらいかどうかというのは実体としてそれぐらいの子どもさんたちはそういう障がいを持った方がいらっしゃるのではないかなというふうに思っています。ただ今現在ですね、これぐらいの子どもがいらっしゃいます、何人だということまでは具体的には把握しておりません。ただ発達障がいのお子さんの中には、生活そのものに困っていらっしゃる方だけではなくて、実際には特色はあるけれども、楽しく生活しておられる方もいらっしゃいますので、生活そのものの、学校そのものに不満があるとかそういうかたちのある方ばかりではないというふうに思っています。今回つくります基幹相談支援センターというのは、今までのいろいろな相談の業務を一元化いたしまして、今籠山委員がおっしゃったように、飛騨市の中の相談業務が一体どのようなものになっているのか。各地域にどれぐらいの方がいらっしゃるか。そういうことも含めて来年度ですね、一元化してですね、見ていきたいなというふうに思っています。それで今実態調査を行いつつあるというところでございます。

○委員（籠山恵美子）

実際にはその実態調査というのは、例えば保護者への聞き取りとか学校関係者への聞き取りということですか。

□発達支援センター長（中切智子）

子どもさんについてということではなくて、どちらかというと聞き取りについては、義務教育以降の方たちで、手帳をお持ちでない方であったり、手帳を持っておられても私たちのサービスを受けておられない方たちというところでですね、それぞれのお家の方に障害者手帳を持っていまして、重い方で、そういう方たちの実態調査を1月から個別訪問をしております。

○委員（籠山委員）

児童生徒の虐待の件数というのは、支援センターのほうにあがってきていますか。

□発達支援センター長（中切智子）

虐待のことにつきましては、障害者虐待についてはこちらの方で対応しておりますけれども、子どもの虐待については子育て応援課さんで対応しておられますが、その子育て応援課さんの中で明らかに発達障害のある方であるとか障がいをお持ちであるという場合は、こちらの方で対応していますが、件数的には本当に少ないというふうに思っております。

□子育て支援課長（小林観善）

今年度はちょっとまだですが、昨年度ですとすべての件数としまして9件ございました。

○委員（井端浩二）

21ページの支援ネットワークの地域支援会議と書いてあり、新規で行う予定であります、どのような感じで開催をされるのかをちょっとご説明をお願いいたします。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

こちらの地域支援会議は、引きこもりの方とか困窮者の方の支援というのはわりと最近いろんな事業者さんも立ち上がって始まったところなんですけれども、私どものほうの社会福祉系のほうもまだ3年ほどになります。ただ今支援者もいろんなかたちの支援をしてスキルを上げているところなんです、やっぱりすごく悩みを持っているんですね。支援しても、うまくいかないどうすればいいんだろうっていうすごく皆さんが皆さん立場に悩んでいるというのがありまして、これやっぱり1回、関係するそういう支援機関の支援者が集まって、その顔の見える関係をつくりながら相談し合ったりしていくところの、この場がいるんじゃないかということで、ことしちょっと試験的に2回ほどやらせていただいたんですね。そしたらやっぱり皆さんそれぞれの機関の立場でお悩みを抱えてみえまして、こういう場で情報交換できれば非常にありがたいということをおっしゃいました。それでこれを来年度本格的にということで、この中にはやっていきますと精神科のドクターもやっぱり入っていないと精神医療の面でケアの必要な方は多くございますし、あとまた全国的にもいろんな有名な先生というのもしらっしゃいます。一般的には講演会に呼ぶだけということが多いのですが、できればその支援会議の中にそういう方を呼んで、いろんなスーパーバイズをしていただきたいとか、そんなようなことをちょっと今イメージをしております、そういった会議でやっていこうと思っています。

○委員（井端浩二）

その支援者っていうのは、当然親も入ると思うんですが、地域の民生委員とかあるいはその近所の方のことをいうのか。そのへんについてちょっとご説明をお願いします。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

この場合の支援者というのは、わりと専門機関の支援者です。圏域の発達障がい支援センターであったり、障がい者の総合支援センターであったりとか、あと社会福祉法人吉城福祉会とか、うちも委託をしています「ありがとうファーム」というような農福連携のああいのような事業者さんのその専門機関の支援者ですね。その皆さん自体がすごく悩んでらっしゃるのが結構実態になっていまして、ここをみんなで情報交換して勉強し合いながら、そのスキルを高めて、地域の支援力を高めたいというのが一番の目的とっております。

○委員（小笠原美保子）

今のところで私も伺いたいんですけども、その対象になる支援が必要な方っていうのは、年齢制限とかあるんですか。結構あの高齢化はしてきていると思うんですよ。不登校からずっと家にいて、そのうちにいた方が仕事もろくにしないままに40代、50代にな

られているという方も結構増えてきていると思うんですよね。そういった方もちゃんと対象になるってことということですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

私どものほうは一応生活困窮支援窓口ということもあって、とくに年齢というかいうことは関係なくてですね、今年度も58人の方の相談支援を行っております。もう年齢も17歳から80歳まで幅広くございまして、内容的にも引きこもりから就労の支援を必要な方、あの一般的な家庭の方でも家計がずさんな状態になっている、家計支援をしている方、多重債務の方、家族との関係悪くて家族との環境どうすればいいんだっていう相談とかかなり幅広く相談にのって支援をしております。

○委員（野村勝憲）

いきいき券はですね、当然次年度もですね、発行されると思うんですが、それはそれとしてですね。実はきのうですね、ちょっとコロナショックの一場面を見たんですけど、すば～ふるに行きましてですね、5時ごろ行ったんですけども、実は約30分間から40分間ですね、あれだけで大きな施設で私ひとりでした。入浴しているのがね。いかにコロナショックが出ているかなということを感じたのですけども、これは私からのお願いなんですけれども、今飛騨市内には公設の温泉入浴場がですね、5つあるわけですか。それで民間が1つということで、今当然遠隔地にはほとんど行かれないということなんですね。子どもさんも自宅におられるというようなことで、リフレッシュする場が少ないと思います。そういうことを考えますとですね、まず入浴に行ってくださいね、やはり気持ちをリフレッシュしてもらうとかですね。あるいは今のままですと大変。6つの施設もですね、入浴者も本当に激減していますわ。そういうことを考えてですね、例えば3カ月でもいいですから、要するに入浴に行ってくださいというふうなですね、そういう盛り上がりをも市として考えていらっしゃるかどうかちょっとお聞きしたいのですが。

△市長（都竹淳也）

商工観光部の所管でもあるので、私のほうからお答えをするのですが、このあとの対策の中で何かしらやっていかなくてはいけない分野だなと。実際数字も見ているのですが、かなりおっしゃるとおり落ちているんですね。でも感染対策をとるうえで、実は結構難しく、入浴施設というのは、かなり危ないんです。疫学的にみたときに、結構感染の可能性が高い、リスクが高いというふうに位置づけられているものですから、その部分で最初ぎりぎりの線を狙うところとしては、どうしても知らない人たちが集まる環境なものですから、宿泊とか飲食で知った人だけで体調管理ができていけばいいのですが、不特定の方が集まられるところなので、ちょっとおおっぴらにいいにくいところがありまして、それでちょっと控えているという状況です。今後の様子を見ながら、次の対策を打っていくときに検討したいと思いますが、いずれにしても結構実際クラスターの例も全国でありますものですから、入浴施設の。結構そこらへんの難しい判断をしながら考えていかなくちゃいけない問題かなと思っております。

○委員（野村勝憲）

私がまあ利用している中で、私なりチェックしているんですね。そうするとですね、大体いつも来ていらっしゃる方が多いということ。ということは、地元の人が多いですね。よその人は、去年でしたら、スキー客で雪があったこともありましてですね、よそからの人が結構いました。例えば、すば一ふるでしたらね。河合スキー場の帰りによるとかですね、そういう傾向がありましたけど、今回はほとんど地元の人だなと。それも本当に半減以下だなという感じがしていますので、そのへんの対策ももちろんですけども、やはりその3カ月後のことも考えてですね、ちょっとしっかりと対応しないとこのまま落ち込んでいくという状況ですから、そのへんも考慮していただきたいと思いますがいかがでしょうか

△市長（都竹淳也）

この後の様子見ながらまた対策の中でですね、考えて行きたいと思いますが、かなり長期戦になりそうですから、その感染対策のところとのバランスですね、ここのとり方をよく考えながら対策を考えたいと思います。

●委員長（前川文博）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

この後特別会計に移りますが、説明職員入れ替えのため、暫時休憩とします。

（ 休憩 午後4時13分 再開 午後4時15分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第44号 令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

●委員長（前川文博）

議案第44号、令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

国民健康保険特別会計予算説明ですが、特別会計予算書のほうで説明をいたしますので、7ページをお開きください。まず、県全体の話を最初に説明させていただきます。令和2年度県で保険給付費の見込みを立てられました。その積算の中では、令和元年度と比

べて、被保険者が県全体で2万2,000人減ると。それに伴って保険給付費が減少するというような見込みを立てられました。そして前期高齢者交付金というものがあるのですが、平成29年度とかの調整が終了しまして、通常どおりの交付額に戻るということが予定されて、令和元年度と比べて県全体で75億円、給付関係の費用が減少するという見込みです。それに伴いまして、飛騨市においても納付金の額が令和元年度と比較すると、5,600万円減少したというようなかたちになっております。そのため令和2年度の保険料につきましては、議案第19号で出させていただきます、国保の条例改正での賦課限度額の引き上げは行われますが、令和元年度ベースで据え置くというようなかたちでの予算編成をいたしました。

それでは7ページの歳入から説明いたしますので、よろしくお願いします。上段の国民健康保険料ですけれども、令和2年度の予算は、飛騨市では被保険者数4,869人で算出をいたしました。被保険者数につきましては毎年200人程度減少しておりますが、主な要因は75歳到達による後期高齢者医療保険への移行となっております。退職者の被保険者分につきましては、前年度が経過措置の最終年でありましたので、現年度の保険料負担というのはありません。過年度分の調整ということでの見込みになっております。

8ページお願いいたします。県負担金の保険給付費交付金ですが、普通交付金につきましては、県が飛騨市の療養給付費に対して負担をするというかたちになっております。18億9,000万円くらいの交付金がありますが、この金額は、3ページをお開きください。

3ページ、02の保険給付費がありますけれども、その01、02、03療養諸費と高額療養費と移送費を足した額と同額になります。保険給付費に係る01、02、03の療養費高額療養費移送費については、普通交付金で賄うということで、同額が収入されるということになります。そして特別交付金につきましては、まず01の保健指導力支援制度分につきましては、保険者としての飛騨市の取り組みについて評価されるもので保険料の収納率や基準外繰入の有無、そして特定健診の受診率とか特定保健指導の実施率が評価指標になって、1人あたりの交付金が算定され、被保険者数に乗じて交付額が決定されます。その下の特別調整交付金につきましては、主なものはへき地診療所の運営費補助金であります。事業勘定で収入して、直診勘定に繰り出すというようなかたちになります。

県繰入金（2号分）につきましては、医療費通知にかかる経費や保険料の収納率の向上の取り組みにかかる繰入金になります。特定健康診査等の負担金分については、特定健診にかかる費用に係る負担金になります。その下の県補助金の国庫負担金軽減措置対策費補助金につきましては、県制度の福祉医療費制度がありますが、福祉医療の制度で軽減された分が、国庫負担金から減額されておりますので、その減額分を県が市町村に補助するという補助金になります。その下の財政調整基金の利子ですけれども、基金の利息ということでもあります。令和2年の3月末では、約3億1,000万円の基金残高になる見込みです。

9ページお願いいたします。一般会計の繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、

一般会計で国民健康保険基盤安定負担金という負担金で交付された額に市の負担分を加えて、国保会計へ繰り入れるものになります。

その下の職員給与費等繰入金につきましては、会計年度任用職員をのぞく、職員人件費にかかる負担金。そして、事務費負担金につきましては、主に総務費にかかる経費と会計年度任用職員の人件費を含んだものの負担金になります。

出産育児繰入金につきましては、出産育児金にかかる一般会計からの繰り入れになります。そして財政安定化支援事業繰入金につきましては、交付税措置される保険財政の安定健全化、保険料負担の平準化の繰入金になります。9ページの下から2番目になりますが、財政調整基金繰入金は、保険料の引き上げの激変緩和を目的として令和2年度につきましては、3,300万円繰り入れるというものになります。

11ページ、歳出の説明をさせていただきます。一般管理費ですが委託料の部分では、オンライン資格管理の実施にともなうシステム管理費・開発費を予算計上しております。そして、12ページの保険給付費ですけども、国が示す診療費の推計方法を参考に一般被保険者の療養給付と一般被保険者の高額療養費を算定しております。前年度比較については減額ということになっております。

13ページお願いします。一般被保険者療養費につきましては、あん摩・はりきゅう・マッサージとか補装具にかかる療養費になります。

14ページですけども、任意給付であります出産育児一時金ですが、中段になりますが14件を見込んでおります。42万円、14件。そして、その下葬祭費ですが5万円の60件を見込んでおります。

15ページですが、国保事業納付金ですけども、医療と後期高齢者医療分と介護の納付金、3つの納付金があります。県がこれだけの金額を納付しなさいというもので指示のあるものになります。

16ページの保険事業費ですけども、保健事業費については、主に保険料財源として行っておりますが、令和2年度につきましては、インフルエンザの予防接種の対象を16歳から18歳に保険事業のほうで拡大をしましたので、その部分が保険事業で行うということで、減額をしています。そして特定健診については、2,700人を見込んでおります。インフルエンザの予防接種は400人を見込んでいます。あと人間ドックにつきましては、主要事業の概要の8ページにありますが、今までは市内の医療機関に限るというふうにしておりましたが、市外の医療機関でも対象にするということで人間ドッグの助成を行うということで改めるものになります。

次ですが、直診勘定のほうの説明をさせていただきます。33ページをお願いいたします。直診勘定につきましては、飛騨市のほうではへき地診療所が5カ所あります。河合診療所・宮川診療所・杉原診療所・袖川診療所・山之村診療所、そしてあと、こどものこころクリニックということであります。へき地診療所5カ所とこどものこころクリニックの運営であります。

歳入の診療収入につきましては、それぞれの診療所の診療見込みにより保険区分によ

って積算をしております。

35ページの下の事業勘定繰入金ですが、先ほど事業勘定のほうで説明しました、へき地診療所の運営費の補助金が国のほうから入ってまいります。それを事業勘定から直診勘定のほうに繰り入れるということでもあります。診療所ごとに金額が違ってありますが、赤字額が大きい診療所ほど補助金の額が大きくなるということです。常勤の医師とか常勤の看護師がいる診療所のほうが補助金が多くなるということでもあります。

36ページの中段の繰入金になりますけども、一般会計の繰入金は診療所の運営費の補てん、赤字補填というようなかたちになりますけども、こどものこころクリニックにつきましては、ふるさと納税の寄附項目で、「こどものこころクリニックの運営・教育等の連携に関する事業」という項目をさせていただきましたところ、6,000万円のふるさと納税がありました。そのうち3,200万円をこどものこころクリニック分として一般会計繰入金の中で繰り入れております。

37ページの市債ですけども、宮川診療所分では往診車のために充当するものです。河合診療所では、超音波診断装置の更新のために充当するものになります。

歳出ですが、38ページ、一般管理費ですけども、一般職の人数としましては、河合診療で5名、宮川診療所で5名、そしてこどものこころクリニックで4名というような人数になっております。そして会計年度任用職員については、合計で8名ということで、職員その体制で運営を行っております。委託料の中の医師委託料というのがありますが、大きなものとしては山之村診療所と袖川診療所に医師を老人保健施設たかはらと市民病院のほうから派遣をさせていただいておりますが、その委託料と河合・宮川診療所に月1回、久美愛厚生病院のほうから医師を派遣させていただいておりますが、それらの先生方の委託料ということになります。備品購入費では、宮川診療所の往診車の更新を予定しています。

41ページの医業費の一番上、17節になりますが、備品購入費では、河合診療所の超音波診断装置の更新が主なものになります。あと薬品費等については、実績により積算したことになります。説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

こどものクリニックについてちょっとわかりやすくちょっとご説明いただきたいんですけども、要するに単純にですね、収支バランスから言ってですね、どのような傾向なんでしょうか。次年度は。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

収支的にはマイナス3,700万くらいの部分を繰り入れさせていただくというふうになっております。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、今年度もそのくらいの要するにマイナスで推移しているということの

理解でよろしいでしょうか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

数字で大体今年度と同じくらいの推移になるというふうで、結果的には見込ませていただいております。

○委員（籠山恵美子）

国保の特別会計の15ページ、納付金ですけど、国保の医療給付費の納付金。大きく減額になっています後期高齢も減額です。介護納付金だけが増額ですけど、この主要因を教えてください。

□市民保健課長（三井大輔）

主要因といたしまして、被保険者数の減少ということが大きくあるかと思いますが、県全体ですね、推計の問題でございまして、昨年度の加入者数の推計が少し過大になっていたというようなことが県全体で全国的に起こってまして、今年度そういった推計をですね、岐阜県独自のやり方でちょっと見直したということで、かなり現数に近い数字になったところで、納付金全体がちょっと少なくなったというようなことがございます。その他にですね、先ほどの部長からもありましたが、例えば交付金の増減ですとか、それが26億円増えたとかですね、いろんな要因があつてですね、こういった状況になっております。あくまでの推計でございまして、実際の精算部分では、またどうなるかちょっとわかりませんが、そういったことに関しましては、県全体で整理していくというような仕組みになっておりますので、市といたしましては、とりあえずこの納付金を払えばですね、来年度の予算としては完結するというかたちになっております。

○委員（籠山恵美子）

この納付金の算定の仕方が結構問題になっていまして、つまり収納率ですね、100パーセント収納率でないと納付金が十分に納められないので、結局上乗せをして納付金を収めると。そのためにはどうしても保険料の引き上げにつながるのではないかとということが言われているんですけども、これで実数に近いかたちで予算が組まれたとしますと、これで保険料が下がるとかということはないですか。

□市民保健課長（三井大輔）

納付金の算定につきましては、県全体の中で調整して行なっておりますので、飛騨市だけで決めることでございせんけども、納付金に関しましては、その分は支払わなければいけないというところがございます。その納付金の算定の中で、かなり県全体の激変緩和措置というものを5,000万円ほどいただいております。それから市といたしましても、基金も3,000万円入れるような予定でございまして、決して保険料いただき過ぎているような状況ではないということをご理解いただきまして、今度据え置きというようなことで、予算を組みましたけれども、来年以降、場合によってですね、県全体の医療費が上がったり、いろんな要因の中でですね、納付金が上がってくればですね、また引き上げ等の検討もしながらやっていきたいと思いますが、今のところですね、

飛騨市の場合は、そういった県全体の激変緩和財源が手当てされたりとかですね、いろんな要因の中で、他の自治体に比べますと、わりと低いレベルの納付金ということになっておりますので、そのあたりもご理解いただきながら、保険料については確実に算定をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員（籠山恵美子）

この介護納付金は、前年度のこの県の提示もまあまあ実質に近いものであったということなんですか。

□市民保健課長（三井大輔）

介護保険につきましては、いわゆる率によりましてある程度算定をしておりますので、医療費のように変動は少ないというふうに考えております。

●委員長（前川文博）

ほかよろしいですか。

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第４５号 令和２年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算

●委員長（前川文博）

議案第４５号、令和２年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

後期高齢者医療特別会計について説明いたします。５８ページのほうをお開きください。この特別会計は、７５歳以上の方が加入する医療保険制度ということになります。運営については、広域連合のほうで運営をしております。その関係で保険料も広域連合で決定するという事で県下統一の保険料が決まっているということになります。それでこの特別会計につきましては、被保険者に納めていただいて、市がその保険料を広域連合に納めるという役割と被保険者の保険事業を実施するというための会計になります。実際の保険給付に係る負担金は、一般会計の予算書で言いました７０ページの一番下のところに後期高齢者医療療養費給付負担金というものがありまして、令和２年度では約３億７００万円を広域連合のほうへ納めるというかたちで予算計上しております。

５８ページの一番上の保険料ですけども、保険料の額等につきましては、広域連合のほうから指示がありまして、計上するものになります。一般会計繰入金につきましても、広域連合のほうからこれだけの額を一般会計のほうから繰り入れるように予算編成してくださいというような指示額で組んでおります。一般会計の歳入で岐阜県から後期高齢者医療保険基盤安定負担金というものが交付されております。この負担金に市の負担分を合わせて、一般会計からこの特別会計繰り入れていただくというような流れになっております。

５９ページの保健事業費につきましては、すこやか健診とさわやか口腔健診の保健事業の実施費用が広域連合から支払われるものになります。

60ページの歳出を説明いたします。一番下の段になりますが、後期高齢者医療広域連合納付金ですけれども、納めていただいた保険料を広域連合に負担金として納めるものになります。広域連合の事務費・事業費負担金も一般会計の繰入金で広域連合へ納めることになっております。

61ページお願いいたします。健康診査費・健康保持増進事業費になります。令和2年度はすこやか健診を1,300人を、さわやか口腔健診を400人ということで予定をしています。

主要事業の概要の9ページにあります保健と介護の一体的な高齢者への個別保健指導ということで、個々のデータベースを分析しまして、保健指導対象者を抽出をして、抽出された方に対して保健師や管理栄養士が個別指導を行えるということを予定しております。主に糖尿病の重症化予防を中心に個別指導を行いたいと思っております。対象となる方は、大体15人程度でないかというような見込みをしておりますが、疾病の幅も広がっていけばいいかなというふうに思っております。高齢者の通いの場への歯科衛生士を派遣する事業なんですけど、口腔ケアを推進する事業なんですけども、36回を予定しております。説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

それでは質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第46号 令和2年度飛騨市介護保険特別会計予算

●委員長（前川文博）

次に議案第46号、令和2年度飛騨市介護保険特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

それでは、介護保険特別会計の説明をさせていただきます。予算書の説明をする前にちょっと全般のことで説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。介護保険の保険料は、市町村で定めることとなります。3年を1期とします介護保険事業計画を策定します。その3年間の保険給付費を推計して、保険料を算定するという流れになります。令和2年度につきましては、第7期の介護保険事業計画の計画期間になります。令和2年度が最終年ということになりますので、令和2年度には、第8期目の計画を策定することになります。現在の保険料は、11段階に区分しております。第1段階の月額2,855円から第11段階の月額1万1,135円までというかたちになっております。基準額というのが、第5段階で、5,710円というかたちになります。この基準額が各町村ごとの介護保険料の比較で用いられる額ということになります。そして第1段階から第3段階の低所得の方の保険料につきましては、消費税の増税にかかる軽減措置がなされているということになります。第7期の介護保険事業給付につきましては、3年間で9億9,000万円という見込みを立てております。そして地域支援事業のほうでは、4

億6,000万円という見込みで、推計をして保険料等の算定をしております。保険給付の割合につきましては、国で定められておりまして、給付費から利用者負担を引いた保険給付費の半分を保険料で、そして半分を公費でまかなうということになっております。現在のいろんな負担の例外が出てきましたが、基本的には現在65歳以上の保険料で、23パーセント。40歳から64歳の保険料で27パーセント。国が25パーセント、県が12.5パーセント、市が12.5パーセントという負担が基本となっております。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

69ページの保険料ですけれども、保険料の大部分が年金からの特別徴収というふうになります。普通徴収につきましては、65歳到達して、すぐ特別徴収ができませんので特別徴収を始めるまでの間に普通徴収が発生するというかたちになります。69ページの一番下ですが、介護給付費の国庫負担金ですけれども、施設分の負担割合が先ほど説明したものとちょっと変わっておりまして、施設給付につきましては、国の負担は15パーセント、それ以外は、20パーセントということになります。

70ページの国庫補助金調整交付金です。先ほど国は、25パーセントと言いましたが、その5パーセントが調整交付金で、予算を国のほうが負担するというふうになっておりますが、この調整交付金は、後期高齢者数の補正と低所得者の被保険者数による補正がなされます。それが補正されると、飛騨市の場合は6.9パーセントくらい水準で調整交付金が交付されるということで、増えた1.9パーセントについては、その部分は第1号の被保険者の保険料のほうで軽減をして算定されるというかたちになります。その下の地域支援事業交付金の介護予防日常生活支援総合事業費につきましては、25パーセント。その下の日常生活支援総合事業以外の負担については、35パーセントの負担割合になっております。その下、介護保険事業費の補助金につきましては、介護保険法改正が予定されておりますので、そのシステム改修として2分の1の補助の予定です。そしてその下の保険者機能強化推進交付金につきましては、保険者のインセンティブ補助金というかたちで地域包括ケアの推進にかかる取り組みの評価によって補助金の交付が決定されるものになります。中段の支払基金交付金ですが、これが40歳から64歳の方の介護保険料分として支払基金から交付されます。給付費の27パーセントということになります。

その下県支出金の介護給付費負担金ですけれども、施設分の負担が県は17.5パーセント、そして施設以外については、12.5パーセントということになります。国の負担が施設分が下がった分、県がその分負担が重くなったということになっております。

71ページの地域支援事業交付金の介護予防日常生活支援総合事業分については、事業費の12.5パーセント、その下の日常生活支援総合事業以外の負担については、19.25パーセントというふうになっております。介護給付準備基金の財産収入になりますが、年度末で約2.8億円の基金残高があります。その利息というかたちで基金利子の収入があります。一般会計繰入金ですけれども、介護給付の負担については、12.5パーセントの負担割合となります。その下の介護予防日常生活支援総合事業については、1

2.5パーセント。その下の介護予防日常生活支援総合事業以外の負担については19.25パーセントの負担で繰り入れを行うものになります。

72ページをお願いいたします。低所得者の保険料軽減繰入金につきましては、消費税の増税によりまして、今第1段階から第3段階の保険料の軽減をしております。一般会計へ県から低所得者保険料軽減負担金として、約1,500万円が収入されまして、市の負担分の4分の1とあわせて介護特会のほうに繰り入れるものになります。その下、職員等給与費繰入金につきましては、保険給付費等介護認定審査会費でない部分の繰入になります。その下の事務費繰入金につきましては、介護認定審査会費に係る繰入金。その下の地域支援事業その他繰入金については、補助対象外経費の部分がありますので、そのぶんの繰入金ということになります。基金の繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として保険給付に充当する繰り入れということでもあります。この繰り入れについても、介護保険事業計画で限度額を定めておくというかたちになります。

歳出の説明をいたします。74ページをお願いいたします。総務管理費の一般管理費ですが、委託料の中で介護保険事業計画策定業務委託料がありますが、計画策定の一部を業者のほうにお願いをするというものです。

75ページの一般備品購入費ですが、介護保険システムのセキュリティ強化ということで、システムに静脈認証を取り入れるということでの予定をしております。徴収費につきましては、介護保険料を付加するための経費です。介護認定審査会費ですが、介護保険サービスを利用するのに認定調査を受けまして、審査会で介護度を決定するという経過をたどります。その審査会を年75回開催を予定しておりますので、その経費と認定調査を約1,500件予定しておりますので、その経費を計上しております。

76ページをお願いいたします。下段の趣旨普及費ですが、啓発パンフレットの作成の費用ということになります。

77ページの上段になりますが、運営協議会費ですが、介護保険運営協議会を4回開催する予定でおります。令和2年度は、介護保険事業計画の策定もありますので、例年よりも回数が多く開催するということになります。保険給付費ですが、まず01介護サービス等諸費につきましては、要介護1から5の方のサービス給付費になります。介護サービスの区分により見込み額を計上しております。

79ページですが、2項の支援サービス等諸費ですが、要支援1・要支援2の方の介護予防サービスの区分により見込み額を計上しております。

80ページ、審査支払手数料、03その他諸費になりますが、介護給付サービスの支払いとか審査を国保連合会に委託をしております。その経費になります。一番下ですが高額介護サービス費ですが、世帯で同じ月に利用した利用者負担が上限額を超えた場合に支給をするというものになります。医療費の高額医療制度と同じものになります。

81ページ、高額医療合算介護サービス等費ですが、8月から翌年の7月という一年の間で、医療保険と介護保険の利用者負担に上限を設けるものです。基準を超えた額に対して、支給をするというものになります。一番下になりますが、特定入所者介護サービ

ス等費ですけども、低所得者の方の施設入所や短期入所の際の食費とか居住費の負担分の給付になります。

82ページ、下段、地域支援事業費のほうの説明をいたします。こちらの地域支援事業費は介護予防に対する取り組みの事業というのが主なものになります。この中にありますサービスを利用する方は事業対象者ということで、介護認定を得なくても、事業対象者と認定することで通所サービスとかホームヘルプサービスが利用できるということで制度改正があり、飛騨市の場合は、平成28年から運用しております。01介護予防生活支援サービス事業費の訪問通所事業等費になりますが、要支援の方のホームヘルプサービスとデイサービスの給付になります。委託については、デイサービスを「社会福祉法人飛騨古川 あさぎり」と「株式会社 ななほし まごの手」のほうに委託をしております。負担金で見えております支出については介護給付を行っているサービス事業者が総合事業のほうのサービスを提供していらっしゃる部分について給付を行うというかたちになります。

83ページ、上段になります介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、介護予防生活支援サービスを利用するにあたりまして、事業対象者のケアプランを作成しなければなりません。地域包括支援センターで作成できない部分について、外部の事業者に委託を出すという部分の予算立てになっております。その下、一般介護予防事業費につきましては、介護予防教室フレール予防教室、リハビリ体操士養成、介護支援ボランティアポイントなどの事業を行っております。主要事業の概要の40ページ、シルバーリハビリ体操指導士の養成ということで、岐阜県の理学療法士会と連携してシルバーリハビリ体操を普及するシルバーリハビリ体操士を養成するというものです。キックオフ講演会も開催いたしまして、通いの場へシルバーリハビリ体操の普及を図りたいということで予定をしております。41ページの山之村地区での介護予防サービスの実施というのがあります。説明を忘れていましたが、82ページ下段にあります、介護予防生活支援サービス事業費の中のサービスの一つとして、山之村地区でも取り組むというものになります。

84ページ、中段から包括的支援事業任意事業費につきましては、地域で支え合う仕組みづくりを行うというような事業を主に行なっております。生活支援コーディネーターを2名、社協と地域包括支援センターに配置しまして、そのコーディネーターが地域づくりを行っていただいております。そして現在令和元年度からは、シニアクラブにも地域づくりの支援の業務委託を行って、地域のつながりを深めるような活動をお願いしております。この部分では、認知症の予防事業とか在宅医療介護連携事業もこの包括的支援事業費の中で行っております。

86ページお願いいたします。中段に任意事業費というのがありますが、市町村が任意で行える事業ですけども、家族介護者の支援というものとケアプランに食生活改善が位置づけられた方に対して栄養士が監修した弁当の宅配というのを事業としてやっています。それが栄養改善配食事業の委託というものになりますが、それらの事業。高齢者の権利擁護事業についてこちらのほうで行っているということになります。保険勘定の説明

については以上になります。

●委員長（前川文博）

説明の途中ですが、まもなく 17 時になりますが、このまま説明と質疑まで続けます。

□市民福祉部長（柚原誠）

次は事業勘定の説明いたしますので、100 ページをお願いいたします。こちらの勘定につきましては、要支援の方のケアプランを作成するというのが地域包括支援センターの重要な業務になっております。予防給付のケアプランの作成をするための勘定ということになります。

100 ページの歳入ですけれども、上の段になりますが、介護予防サービスで計画給付費収入につきましては、ケアプランの収入ということで、ひと月当たり 245 件の件数ということで見込んでおります。一般会計の繰入金につきましては、人件費等の部分の繰り入れということになります。

101 ページをお願いいたします。中段の介護予防支援事業費につきましては、ケアマネ 3 名分の人件費を見込んでおります。そしてケアプランの作成委託につきましては、月当たり 170 件を委託として出したいということで予定をしております。102 ページのほうの備品購入費では、訪問車両を購入するための予算を見込んでおります。説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆散会

●委員長（前川文博）

以上で本日の予算特別委員会を散会といたします。次回は、明日、午前 10 時から開会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後 5 時 01 分 ）

飛騨市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長 前川 文博